

令和4年度 東京都税制調査会
第3回小委員会

令和4年8月23日（火）13:59～17:03
都庁第一本庁舎33階特別会議室N6

【小林税制調査担当部長】 それでは、全員お集まりでございますので、始めさせていただきますと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和4年度第3回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら、御検討いただければと存じます。

なお、関口委員、高端委員は、所用のため本日は欠席されております。

それでは、今後の進行につきまして、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 こんにちは。今日は久しぶりに多くの委員の皆様にご来場いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。本日の議題は、環境関連税制について、それから税務行政のDX推進についての2点でございます。

1点目の議題は、環境関連税制についてとなります。初めに、環境局によるヒアリングを行います。よろしくをお願いします。

【古舘環境都市づくり課長】 環境局気候変動対策部環境都市づくり課長の古舘と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

お配りの令和4年度第3回小委員会環境局ヒアリング資料をお開きください。前半で私から環境確保条例の改正について説明させていただきます。後半で補助制度について説明させていただきます。

まず都内の最終エネルギー消費の2020年度の速報値について、御報告させていただければと思います。こちらに記載のとおり、都内全体でいきますと、エネルギー消費量については2019年度比2.1%減少しております。こちらを2000年度比と比較しますと27.3%減少ということで、3割程度減少していることとなります。

一方、その下段を見ていただければと思うのですが、家庭部門については2019年度比で7.7%増加しているという状況です。2000年度比でいくと9.9%増加しているという状況となります。全体は減少している傾向にあるのですが、家庭部門については増加しているという状況でございます。また、業務部門、オフィスビル等の建物関係ですが、こちらについてはそれぞれ7.3%、16.1%減少しているという状況でございます。そういう意味では、環境局といたしましては、家庭部門のCO₂削減対策が重要ではないかと認識しております。

下の比較に、家庭部門がなぜ伸びているかという要因を分析させていただいておりますので、紹介させていただきます。コロナ禍でテレワーク等が増えて、自宅に滞在する時間が多くなったかと思っております。そういう在宅時間が増加したことが一つの要因。また、前年度と比べて、これは気候的な要件になるかと思うのですが、夏が暑く冬は寒かった、そういうことの要因で家庭部門のエネルギー消費量は増加しているということなのかと思っております。それと裏返すように、業務部門については、事務所、飲食店、ホテル、その他サービス業が大きく減少していると。コロナ禍の影響があるのかと思っております。こちらの資料の説明については以上となります。

1 ページおめくりください。こちらの資料は、現在、環境局でカーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針ということで、現在、環境審議会に環境確保条例の改正を諮問しております。こちらの資料は、8月1日に環境審議会に東京都として、今までの議論や都民の皆様の意見等を反映させていただいた今後の条例改正に向けた基本方針（案）として提示させていただいたものです。現在こちらの環境確保条例の改正についてはメディア等でも報道していただいている状況かと思うのですが、住宅等への太陽光パネルの設置義務化というものを含んだ条例改正になっております。今回は、その全体を御説明するとともに、主に中小建物、住宅等への太陽光発電設備の設置義務化の検討状況について、概要を説明させていただければと思います。

1 ページおめくりください。気候危機とエネルギー危機への対応ということで、こちらは総論になります。気候危機が一層深刻化しているということは皆さん御周知かと思えます。また、もう一つ今回懸念となるものは、ロシアのウクライナへの侵攻によって、今回明るみに出たのが、東京だけではなく日本全体なのですが、東京はやはり外国からのエネルギーに頼っているということが明るみに出たかと思えます。そういう意味で、東京だけではなく日本として、要は地産地消が可能となる再エネ電気の普及ということが非常に重要でないかということ新たな問題意識として示させていただきました。

それに絡めて、中段の四角、東京の姿を左右する建物対策というものがございまして。こちら最も左の円グラフですが、都内CO₂排出量の約7割が建物関連等から排出されているという現状がございまして。右の四角の図が、これは2050年に向けた建物の状況を東京都として試算したものになります。一番左側が現在で、右側が2050年になります。注目していただきたいのが、上の水色のエリアになります。こちらがこれから建てられる新築建物を示しております。現在では年間4.6万棟ぐらいが都内で新築着工されております。こちらは2050年に蓄積されていくと、過半数を超えると。大体200万棟の内7割に当たる130万棟ぐらいが、これから建てられる新築建物で占められるという試算がございまして。そういう意味で、環境性能の高い住宅を今から造っていかねば、2030年のカーボンハーフ、2050年のゼロエミッション東京には間に合わないという危機意識を持っておりますので、そういう考え方の下、環境局として制度改正等を行わせていただいております。

下の図は太陽光の説明をさせていただいております。左側の円グラフが都内の住宅棟数、既存の建物も含めると220万棟ございまして。その中の太陽光パネルが設置されている建物は4.24%ということで、まだ10%にも満たない状況になります。そういう意味で未設置な部分、建物が多い。イコールまだ設置のポテンシャルがあるということもございまして、今回制度の検討等をさせていただいた形になります。

次のページをお開きください。こちらは環境確保条例の全体図を示しております。今回、太陽光パネル設置義務化ということが示させていただいておりますが、その他にも環境局では一番左上ですと新築建物、大きい建物、2,000平米以上の建物に対しては、建築物環境計画書制度、さらに既存の建物に対してキャップ&トレード制度等をこれまでも進めてきました。こういう制度を強化しつつも、オレンジで囲った部分、こちらが今回、新たに制度創設させていただく建築物環境報告書制度になります。今まで新築建物については、大規模な建物に対する制度はあったのですが、住宅等に対する制度はございませんでした。ただ、実際、棟数ベースでいくと、大きい建物と小さい住宅等の数でいきますと、1対9でやはり中小の建物が多いという状況でございまして。そういう現状も鑑みて、都として、要は小さい建物に対する制度というものを作っていく必要があると考えまして、今回制度創設に至った所でございまして。

次のページをお開きください。こちらは、先ほどのページでオレンジの部分、建築物環境報告書制度の概要をお示したのものになります。太陽光発電設備の設置義務化の制度の詳細を説明しております。こ

らの制度は、議会や報道等でもお話しいただいていると思いますが、制度の対象としては年間2万平米以上供給する住宅供給事業者を制度の対象としております。その事業者様に対して太陽光パネル等の再エネ設備の設置、断熱・省エネ性能の最低基準の履行、またZEV充電設備の設置ということを求めていくものでございます。新制度の主なポイントに記載しておりますが、断熱・省エネ性能の最低基準を定めます。こちらは少し詳細な話になってしまうのですが、国で建築物省エネ法の住宅トップランナー制度というのがございます。こちらの制度、より住宅を多く供給する大手事業者様に対し、より高い環境性能を求めるという制度でございまして、都としてもそこを最低基準として断熱・省エネを求めていくということを考えております。こちらは断熱・省エネについてです。

次に、先程より申し上げております、再エネ設備の設置についてでございます。先程申しましたとおり、本制度は事業者単位での設置を求めていきます。そのためには事業者単位で再エネ設置基準というもの、事業者様に願います再エネの設置量というものを定めていく必要がございます。その算出にあたって設置可能棟数、算定基準率、棟あたりの基準量というものを定めて、それを乗じた上で各事業者様の再エネの設置量を決めていくものでございます。再エネ設置可能棟数については、全ての供給する住宅等を対象とすることが原則なのですが、やはり太陽光パネルを設置できるかできないかという点から、ここでは20平米と書いていますが、狭小な住宅等については除外することも検討しております。算定基準率ですが、これは日照条件ごとに、区域ごとに設置算定基準率というものを地域特性に合わせて定めていきたいと思っております。30、70、85ということで、地域ごとに設置率を定めていきたいと思っております。また、棟あたり2キロワット、計算上ですが2キロワットの基準量というものを定めていく。この数字を乗じることによって、各事業者様の義務量が定まっていくという形になります。

続きまして、ZEVの充電設備になりますが、こちらについてはまだZEVの車自体が普及していないというところもございまして、この制度として求めるものとしては、将来のZEVを見据えて、ZEV充電器が設置できる配線というものを求めていることを制度として明記しております。

続いて、4ページ目をお開きください。今回のこの制度ですが、各事業者様に義務基準を設けることだけではなくて、説明制度というものも作っていききたいと思っております。住宅を供給する事業者様から注文住宅を建てられる方、建て売り住宅を買われる方に事業者様が環境性能というものをしっかり説明していただき、住宅を購入いただく都民の皆様も、その責務であったり、その必要性というものを認識していただいた上で注文住宅の建築、建て売り住宅の購入ということを求めていきたいと思っております。事業者様にこの説明義務を求めることで、事業者様だけではなく都民の皆様にもしっかり環境意識というものを認識していただきたいという目的がございまして。

下段になります。少し視点が変わります。制度の実効性を高めるハード・ソフト両面からの取組を検討という部分でございます。これまで制度について議論させていただく中で、多くの都民の方から、やはり費用のことをお話いただきました。東京都としてもこういう疑問に答えていくために、ここではハード・ソフト両面から支援をしっかりとっていくことを書かせていただいております。インシャルコストへの支援とか、比較的狭い住宅に太陽光パネルを設置するための支援とか、あとはソフト面の支援としてアフターフォローに対する支援、そういうことも行っていきたいということを考えております。

5ページ目をお開きください。今後のこの制度のスケジュールについてです。現在、こちらの基本方針につきましては、8月1日に案として環境審議会に提出させていただきました。この案が取れたものを基本方針という形で9月上旬に公表する予定になっております。第3回定例都議会で、この基本方針について御議論いただくとともに、その議論を経て、今後条例改正の手続等を行っていく予定でございまして。条例可決後につきましては、事業者様に対して一定の周知期間を設けて制度の施行に持っていきたいという

形で考えております。

制度に関する説明は以上になります。参考として、海外の状況についてもお示しさせていただいております。ヨーロッパ、EU全体やドイツ、カリフォルニア、ニューヨーク、これら世界の主要都市では、現在、太陽光パネル設置義務化ということは大きな流れとして動いております。東京都としてもこれらの都市を参考にしながら、制度の構築等を進めていきたいと思っております。

私からは以上になります。

【坂下家庭エネルギー対策課長】 続きまして、家庭エネルギー対策課長の坂下より、今年度の環境局及び住宅政策本部の省エネ住宅に係る補助制度について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、スライドの東京ゼロエミ住宅導入促進事業でございますが、本事業につきましては、令和元年度から行っております断熱・省エネ性能が高い東京ゼロエミ住宅という基準に対しての助成でございます。昨年度までは1段階で一つの基準でございましたが、今年度から更に高い省エネ性能を備えた住宅に対しての補助を厚くするという事で、多段階化ということ、事業内容にも記載しておりますように、水準を三つに分けて補助を行うということにしております。それぞれについては記載のとおりですが、簡単に、水準1については従前から行っていた国の基準より30%削減するという省エネ性能のものでございます。今年度より新しく追加した水準2、3については、ZEH相当や北海道相当など、国の基準よりもより高い35なり40という高い水準のものについては補助を厚くするというような内容になっています。具体的な補助の額については、左下の表を御参照いただければと思います。更にこのゼロエミ住宅に対して、太陽光発電設備を追加したり、蓄電池を導入する場合も追加で補助制度を設けております。併せて、不動産取得税についても最大全額減免という措置を取らせていただいております。これは新築住宅になります。

続いてのスライドになりますが、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」です。これは、新築も一部対象になりますが、主に既存住宅をターゲットにした補助事業でございます。既存住宅の場合の省エネ性という意味では、窓、ドアが熱の出入りがもっとも大きいという点を鑑みて、高断熱窓、ドアへの改修、さらにレジデンスの向上ということを鑑みて、蓄電池の補助などについて、パーツパーツの補助について厚く対応をさせていただいております。併せて太陽光発電、こちらもこれらの補助に併せて太陽光発電を導入する場合も太陽光発電設備に対する補助を設けるということにさせていただいております。

スライドをめくっていただきまして、具体的には3の補助項目ということで、今お話しさせていただいた高断熱窓、ドアということで、これは既存住宅になりますが、補助率3分の1ということで、高補助率で改修を促進していきたいと考えております。その他、蓄電池補助、これは新築、既存両方になりますが、2分の1補助ということで支援をさせていただいております。③番、V2Hについても、実際補助は現在始まっております。7月15日から補助を開始してございまして、通常であれば2分の1、更にEVと太陽光発電を、既に付いていたり同時に投入していただく場合は10分の10という、全額補助というような非常に厚い補助を今回させていただいております。4から6については、順次、準備ができ次第開始ということで、今年度また厚く補助をしたいと考えております。太陽光発電については、これら1から6の施策というのですか、改修を行っていただくのに併せて設置をしていただく場合において、下表に書いてあるような補助をさせていただくという予定でございます。

次のスライドになります。こちらは住宅政策本部の事業になりますが、同じように省エネ住宅に係るものですので、御紹介をさせていただきます。先ほどの環境局の補助制度は非常に単品というか非常にスポットを当てた補助になっておりますが、住宅政策本部の省エネ改修については、家全体を見通して様々な

補助を対象としております。さらに改修工事だけではなくて、省エネ診断や省エネ設計など、事前の対策についても幅広く支援をするということになっております。基本的には国費をベースにした補助制度になっておりまして、区市町村の補助になりますが、その区市町村が準備でき次第、できるまでの間は都が直接補助の事務手続をやっているということになっています。

事業内容については下表に書いてありますが、対象者としては住宅の所有者やマンション管理組合等住居に関する対象になります。補助については原則3分の2ということで、具体的な内容については対象工事の内容に書かせていただいております。申込みの期間については、これも既に開始をしております、7月19日から申請の受付を開始しているところでございます。

非常に足早で恐縮ですが、以上が東京都環境局からの御報告になります。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、残りの時間、10分程度ありますが、質疑はどうでしょうか。

私から最初、冒頭1点だけ。一つは太陽光について新築住宅等については義務化。今御説明いただいたゼロエミ住宅等については補助制度がかなり住宅に入っているという御説明だったのですが、政策手段として税制がもし入ってくるとするとどうなのでしょう。既に義務化、それから補助というのがある中で、何らかの税制優遇等、政策的にさらに後押しされるという点がもしございましたら、御示唆をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【丹羽税制部長】 税制部からお答えさせていただきます。この不動産取得税の減免の措置は、3年度間の期間を区切って措置させていただいております。そのため、義務化がどういう形になるかというのを見ながら検討していきたいと考えておりますが、不動産取得税の減免というのは、対象は先程水準の1、2、3と作った東京ゼロエミ住宅を対象としております。義務化は、恐らく東京ゼロエミ住宅とは限らないです。そのため、考え方が少し違う部分もあるのですが、3年間で一応切ることになっていますので、また検討をしていきたいと考えています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員。オンラインの先生方も挙げていただいておりますね、少しお待ちください。

では、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございます。何点かあるのですが、まず一つ。御説明があった東京ゼロエミ住宅導入促進事業について、先ほど御紹介があったとおり、不動産取得税の減免というのがあるのですが、例えば固定資産税をどうするかという、そういう議論があつてしかるべきだと思うのですが、その辺の検討はないのかという点です。

それから東京を含めてですが、日本の場合、新築の住宅は建て売りではないですか。そうすると初めから建て売りの、事業者が造るので、助成を買う人に助成するべきなのか造る方に助成するのか。特に義務化は事業者に対する義務になっているので、果たして助成の対象は、本当にこれどちらにやるべきなのかという、この辺の整理はあるのかということ伺いたしたいと思います。

また、それに関わるのですが、現在、政府としては地方住宅の活性化を考えていて、新築ばかりではなくて長期優良住宅等の普及もあるので、むしろ新築よりも既存住宅をどうするかという議論があるのかないのか。今まで耐震化もそうで、耐震化は進まない、新築は耐震化されているわけですが、既存住宅で耐震化が進まないという問題もありますので、既存住宅についてももう少し政策の強化があつていいかなと思います。

最後にもう一つ、安全保障に関わるのですが、太陽光パネルのシェアの50%以上は現在中国製ですよね。そのため、太陽光パネルを大量に購入するのは結構ですが、それは中国から輸入するということです

かという、そこはサプライチェーン的に大丈夫ですかという質問です。何か国内の太陽光パネル事業と併せて普及・発展・育成しないと、バランスが悪いのではないかと考えています。以上です。

【丹羽税制部長】 固定資産税の部分だけ私から御説明させていただいて、その残りの部分を環境局にお願いいたします。固定資産税についても検討は行いました。固定資産税につきましては、東京都では23区の区域においてだけ課税できることになっておりますので、東京都全体で支援をしていこうということ、また、最初のイニシャルコストがかかるというところで、そこに対する支援ということで、不動産取得税での減免を措置したところでございます。

【古舘環境都市づくり課長】 それでは、環境局、まず私から、佐藤委員からいただいた2問目と4問目の御質問について御回答させていただきます。ゼロエミ住宅についてですが、ゼロエミ住宅の支援の対象としては建築主という形になっております。建築主というのは、注文住宅でいくと、そこを建てられる方、要するに住まわれる方、その方に補助をする形になります。建て売り住宅の場合ですと、その時点ではまだ購入者が決まっていない場合がございますので、建て売り住宅を建てる事業者様に補助金が入る形になります。ただ、その場合はゼロエミ住宅のルールとして、価格に転嫁されるような取組ということを推奨しております。事業者様には補助金が入ったとしても、その補助金の額について、購入者様への価格に転嫁されるようお願いをしているところでございます。また、ゼロエミ住宅については、現状でいきますと、大体注文住宅が7割位、建て売り分譲住宅が3割位で、現状の推計でいきますと注文住宅の割合が非常に多いという状況になっております。こちらが2問目に対する御回答になります。

4問目の安全保障に対する御懸念でございます。佐藤委員がおっしゃるとおり、太陽光パネルについては中国メーカーとか、また台湾メーカー等が多い状況でございます。また、現状です。こちら参考なのですが、現状、都内の住宅で設置されているパネルの状況を見ますと、大体7割が国内メーカーになります。その理由としては、やはりメンテナンスが行き届いているとか、信頼性という点で国内メーカーを選ばれるのかと考えております。ただ、住宅以外の事業系の太陽光パネルで見ますと、やはり中国系、海外のメーカー等が多いかと思っておりますので、それらについては動向を注視していくところでございます。ウイグルに関する問題等も世界的に出ておりますので、そちらについては国際通商問題という点とも絡んでまいりますので、国の動向や環境局としては業界団体にヒアリング等を行っております。回答として、まず2問目、4問目については以上になります。

【坂下家庭エネルギー対策課長】 私から3問目の既存住宅に対する税制ということなのですが、国政でいきますとリフォーム減税というのがメインとしてあるかと思っております。住宅ローン減税等が行われているということで、これについては我々東京都としてもさらなる拡充を求めて国に毎年提案をさせていただいているところでございます。

【岸税制改正担当課長】 税制改正担当課長の岸でございます。固定資産税の省エネ改修工事減額という国の制度がございまして、家庭部門のCO₂排出量の削減を税制面から支援する制度でございます。様々な要件があるのですが、窓や床、天井、壁、あとは太陽光パネルの費用なども合算できることになっておるのですが、工事費用が60万円を超えた場合に、床面積120平米までの部分について固定資産税額の3分の1を1年間減額するという制度がございます。以上です。

【諸富小委員長】 よろしいですか。ありがとうございました。

では順番に、宮本委員、野口委員、それから工藤委員の順番で一旦質問、御発言を連続的にしていきたいと思っております。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 どうもありがとうございます。やや周辺的でお答えしにくい質問になってしまうかもし

れないのですが、御説明大変丁寧でよく分かって、住宅政策というのは環境政策と福祉政策、さらにはまちづくり、税制の結節点、まさにSDG s的な課題の集約点になるのではないかと感じてございます。

北欧とか北海道に長く住んだ経験からしますと、環境性能の高い住宅、断熱性が高い住宅というのはいかにカンファタブルであるか、つまり、身体の負荷が少ないかということを感じてまいりました。そういう意味では、まさに高齢者とか社会的弱者がこうした環境性能の高い住宅を必要とするのだろうと感じてございます。

ただ、このままいくと、これは決して東京都の意図ではないのですが、広くて快適で低コストで、かつ税制的に優遇されている住宅と、安普請で暑くて寒くて高コストで税制優遇から外れる住宅の二極化が進んでしまいかねないというところがあるのかと感じております。断熱性が高いというのは、先ほど申し上げたことですが、ヒートショック対策であり、またバリアフリーとの連携も非常に高いということです。そういう意味では住宅セーフティーネット政策と、この環境性能の高い住宅づくりというのが、かみ合わないといけないのではないかと感じております。ただ、先程の御説明でも狭小住宅というのは当面、対象から外れるというのは、これは直感的に分からないことではないのです。しかし、例えば窓枠だけの改修、これ三重窓にするだけで大きくカンファタブルな度合いというのは変わってくると思いますし、最後に既存住宅の改修の事業についても言及がございました。そういう意味では何らかの形で、住宅セーフティーネット政策、福祉住宅づくりと御説明のあった施策を関連させる道筋というのも、どこかで考えておくべきではないかと思えます。コメントと介していただいても構いませんし、もし何かリプライがあるなら、もちろん歓迎いたします。どうもありがとうございました。

【諸富小委員長】 宮本委員、すみません、少し途中音声が切れてしましまして、住宅の間に格差が出てしまう、このままいくとという部分から三重窓のところまでが切れてしましまして、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

【宮本委員】 そうですか、すみません。要するに、このままいくと、広くて快適で低コストで税制上の優遇のある住宅と、狭小で暑くて寒くて高コストで税制優遇から外れる住宅が二極化してしまうと。そういう意味では、この環境性能の高い住宅づくりというのを、それなりのヒートショック対策でもあり、あるいはバリアフリー対策上も効果があるということで、国交省が進める住宅セーフティーネット政策、つまり相手を選ばずに住宅を貸し出す大家さんに対して改修資金を給付するという制度です。これと環境政策を関連させると、環境性能の高い住宅づくりを関係させる等の形で、環境政策と福祉政策の連携というのが必要になってくるのではないかということで、そういう意味では特に部分改修の事業、これが重要性を増していくのではないかと思うのです。ただ、他方では狭小住宅が改修事業の対象になりにくいということは素人的にもよく分かることなのですが、そこを何とか技術的にクリアしながら対応できないのかどうなのかということで、もし何かリプライがありそうであればお伺いしたいし、単なるつぶやきというふうに受け取っていただいても構わないというところでもあります。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。よく分かりました。

では、順番で野口委員、どうぞ。

【野口委員】 御説明どうもありがとうございました。 条例案の話について、先ほど諸富委員、佐藤委員から出た質問を行政法流に質問をし直すみたいな形になると思うのですが、例えば太陽光パネルの設置について条例で義務化をするというのは相当話題になりますし、そういう意味では、東京都として制度の実効性を担保していかなければならないという意味において緊張感のある施策になると思うのです。義務化した後どうするのかということが気になるところで、いわゆる行政法的にいうと実効性を確保するためにどこまで強制するのかという中で、先ほど諸富委員がおっしゃられていたような、経済的な手法、税

などを使った誘導や補助も含めた税制でのコントロールというのは一つ考えられるのですが、もうそれだけでいいのか、どう考えられているのか、条例案の中で、いわゆる古典的な強制みたいなものまで決意をしてされるという覚悟で議論がされているのかというのが1問目です。

もし仮にそうだとすると、2問目は、義務化した後、強制的な手法を使うということになりますと、当然ながら東京都の行政としての責任というのが問われることにもなってくるように思われます。条例案の現在の検討の議論の中では、先生方の中で議論が共有されているのか。されているとすればどういう形で都の責任みたいな議論が出てきているのかというのをぜひ教えていただければと思います。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、工藤委員、お願いいたします。

【工藤委員】 まず御説明ありがとうございました。佐藤委員と、それから野口委員に私が言いたかったことの一部を言っていたきましたので、私からは2点、短く、むしろ情報提供させていただければと思っております。個人的には、以前から住宅に関する環境対策といえますか条件の向上というのは非常に大事なことだと思っておりますが、太陽光パネルよりも、個人的には先ほど宮本委員もおっしゃっていたように、やはり住宅のいろいろな状況整備というのが非常に重要だと思っております。それを前提に、二つ情報提供です。

今回の資料で、海外の太陽光パネルについての御説明がかなり充実しております、これ非常に参考になったのですが、実はEUは、特にコロナ禍において、いわゆる復興とレジリエンスを高めるプランということで、各国がかなり充実した住宅政策を展開しています。これは、先ほどの環境局の分析にもあったように、コロナにおいてやはり人々の生活が職場とか外ではなくて、住宅が中心になっていると考えます。今後も、恐らくはテレワークであるとかそういったことは一定程度残るだろうという考えの下に、そうなりますと、もともと住宅の、特にエネルギー効率の悪い住宅の効率をいかに上げていくかというのが重要になるということで、2020年から早速住宅の、例えばアップグレードをするための費用とかが、かなり細かく補助が受けられるようになったり、あるいは税制上の優遇が受けられるようになったりしています。という意味では、やはり、現在EUは相当その辺は前のめりにやっていますので、できれば今日の5ページ、太陽光の義務化に併せまして、こういった住宅の設備向上をどのようにしているのか。ほとんどが、これ既存住宅になりますので、実際、先ほど佐藤委員が冒頭でおっしゃったこととも非常に合致すると思っておりますので、ぜひ御検討いただければというのが第1点目になります。

その上で、今日のお話ですと、これは後半の緑色っぽいスライドの3枚、4枚目あたりになるかと思いますが、災害に強くて健康にも資する断熱とか太陽光の普及の拡大ということで、やはりこの辺りは、そういった全体的な対策も非常に大事なのですが、もう1点といたしましては、既存住宅も含めると、事業者さんへの徹底と市場の形成というのが重要になってくるかと思っております。4ページに記載されておりますが、事業者さん、今日の場合ですと、どちらかというハウスメーカーとかビルダー、ディベロッパーということで書かれておりますが、もう一つは不動産の仲介業者等が、実は非常に重要な役割を持っていて、それが結果的には市場の中できちっとした価値が認められるようになれば、経済的にも、かつ環境的にもより有効になるという意味で、この辺りも実は環境基準の様々なルールということですと、ヨーロッパの中でもフランスやイタリア等がかなり充実した基準を設けていますので、そういった辺りを少し参考にさせていただけるといいかと思っております。

私からは2点、以上です。少し私もコメントのような形ですので、特に御回答は必要ございません。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 いろいろ御教示いただきまして、ありがとうございます。

土居委員、どうぞよろしく申し上げます。

【土居委員】 御説明どうもありがとうございました。家庭部門のCO₂排出削減を進めていくという考え方は、私も大変重要だと思っていて、なかなか不人気といいたいまいしょうか、有権者に直接CO₂を削減してくださいと、生活スタイルを変えてCO₂排出削減に協力してくださいということを強いるというのは、なかなかそれなりの労力があることではあるのですが、そこを進めない限り我が国のカーボンニュートラルは実現できないと思いますので、今から進めていくということは非常に重要な取組だと思います。

その上で1点質問ということなのですが、事業所単位、既にキャップ&トレード等が進められている部分があって、排出量に関しての、ある意味でのイコール・フットィングといいたいまいしょうか、それぞれの事業所がより多く排出するならば、排出量、排出権を買ってこないといけないということで、それなりの対価を払うと、ないしは、排出削減がより進んでいる事業所は、自分の枠を売れると、こういうことでそれなりのイコール・フットィングが確保されていると思うのですが、家庭部門でそれをどういうふうに、現在、これから東京都で取り組まれるものの中で位置づけていくのかということをお伺いしたいという質問です。

つまり、どういうことかと申しますと、確かに太陽光パネルを備えるというのは大事ですが、それは戸建ての世帯は確かに屋根があるから、そこで住んでいる人の世帯人員に比してそれなりに太陽光でその分、発電におけるCO₂排出削減につなげられるということではあるのだけれども、マンション、大規模の住宅だと、人数比にするとそんなにCO₂削減を太陽光とかではできない。ならば他のことでそれをさせていただくしかないわけだけれども、そこでどういう手段を使って、戸建てに住んでおられる人の、人1人当たりどれだけCO₂を排出しているかという基準でいいのかという問題もまた少しあるとはいえ、住まい方が違って同じ人間であるということだとすると、一人一人が排出する、日常生活をする上で排出しているCO₂が、戸建てに住んでおられる方も集合住宅に住んでおられる方も同じような形で排出削減、ないしは排出量が同じような方向で施策がいずれ講じられるようにしていく必要があるのではないかと思います。

もちろん、2020年代初頭は、できることから始めようということでもいいと思うので、できる人に手を挙げてもらって、補助金を受け取ってもらって、それで排出削減をするということは、それはそれでいいと思うのですが、いずれ排出削減を基準年から半分にするとか、ニュートラルにしていくとか、そういうようなところになってくると、やはり人それぞれが排出する量が違うということで、なかなか合意が得られにくいということになると、より多く排出しているところでより厳しく政策対応をしなければいけないということがあるとは思いますが、東京都として、家庭部門においての排出量について、どのような姿を想定しながら今後施策を進めていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、時間の関係で、御質問については以上とさせていただきます。

では、まとめて環境局から御回答お願いいたします。

【坂下家庭エネルギー対策課長】 各委員の先生方、貴重な御意見、本当にありがとうございました。全て、ある意味ごもっともな御意見でございます。若干御質問にストレートに答えられないかもしれませんが、1個1個答えさせていただければと思います。

宮本委員からありました、どちらかという、恐らく賃貸住宅向けに対する施策ということを終盤に御指摘いただいたのかなと私は捉えています。今日、御説明させていただいたスライドの後ろから2枚目、「災害にも強く健康にも資する」の3、補助項目という部分のスライドを見ていただければと思います。これの④番という部分は、実はまさにそういった点を少し検討していきたいということで、賃貸住

宅向けの断熱改修というもので、先行実装事業ということで非常に件数は絞るのですが、補助率5分の4ということで、かなりの高補助率とすることで賃貸住宅の断熱化が進められないかという施策を今年度から実施しようとしています。現在、準備段階でございまして、申請受付はこれからになりますが、そういう事業を始めていきたいと。やはり委員の皆様のおっしゃるとおり、居住される方とオーナーさんが違って、このモチベーションというのですか、断熱化に対する思いがずれているということもありまして、それをどうすれば解消できるのかということ、こういう事業を介して次の施策につなげていきたいと思っていますので、御理解いただければと思っております。

また、義務化の件、野口委員からいただいた意見につきましては、後ほど古舘の方から御説明させていただきたいと思っております。次に工藤委員からいただいた中で、2番目の事業者への周知や徹底が重要であるという話の中で、不動産仲介業者、非常にキーを握っているという御指摘だったと思っております。まさにおっしゃるとおり、様々なヒアリングを行っている、ハウスメーカーだけではなく、既存住宅になると不動産業界が非常に重要なキーパーソンになるという点も分かっています。実は私たちも、先程申し上げた住宅政策本部という住宅部門のスペシャリストの部門がございまして、そこと連携を現在してございまして、主税局も一緒に協力いただいておりますが、省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームという会議体を設けまして、不動産業界、住宅ハウスメーカー、また工務店業界、また再エネ・省エネ団体、リフォーム団体、これらの5団体、5グループが集まった大きな情報共有の場を、今年度から設けさせていただいております。まさに我々の事業を不動産の方にも知っていただいて、これからどうすれば、そういう賃貸も含めてどうやっていけばいいのかというのを議論していこうかと思っておりますので、引き続き御支援いただければと思っております。海外の事例についても、これから私どもも不知なところもありますので、これから勉強させていただければと思っております。

最後に、土居委員の家庭部門をどうやっていくのかということで、マンションが非常に重要だという御指摘だったと思っております。我々、住宅において、戸建て、マンション、これは分け隔てなく省エネ化に向けていこうと考えております。先程御説明させていただいた、ゼロエミ住宅については、2,000平米以下の住宅ということが対象ですので、決して戸建てだけではないということは御理解いただきたいと思います。また、大規模についても、今回の義務化の件も含めて、一定程度の制約をかけていくこととなりますので、戸建て、マンション全体を見て、省エネ化に向かっていくと思っております。また、既存住宅についても、先ほど御説明させていただいた「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」は、マンションも適用対象であり、断熱住宅化すなわち、断熱窓、ドアの改修等は、令和2年から始めているのですが、マンションもかなりの件数の申込みをいただいております。実際の改修に入っているということでございますので、それがどのような効果を生むのかということも含めて、今後詳細に詰めていければと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

【古舘環境都市づくり課長】 続きまして、古舘から御回答させていただきます。野口委員から御質問いただきました、義務化した後の実効性を確保するためのこと。また、都としての責任といいますか、やっていくべきことという御質問をいただいたかと思っております。義務化に当たって、先ほど御説明させていただいたと思いますが、都としてもしっかり支援はしていきたいと思っております。どこまで支援するかどうかというのは、これから具体的に議論していく形になるのですが、設置の呼び水になったり、設置が促進されるように取り組んでいきたいと思っております。また、設置された後のアフターフォローということもしっかり行っていきたいと思っております。

今回の制度については、先ほど御説明したとおり、事業者様を対象としております。頑張ってもらいたい事業者様を積極的にPRできるような報告書制度とするとか、それを公表できる仕組み等も考えてまい

ります。そうすることでプラスに設置していただいた事業者様については、投資の呼び水になるとか、そういうメリットができればよろしいのかと思っております。

また、土居委員からいただいた質問で、少し補足させていただきます。東京都環境局でゼロエミッション東京戦略というものを作っております。その戦略の中では、住宅についてはゼロエミッション住宅の標準化ということを謳っております。少し抽象的な言葉なのですが、内容としては、高い断熱・省エネ性能を備えた住宅。また、更に再エネ設備、蓄電池、こういう住宅が標準化というのは当たり前になっていることを目指しているということでございます。そういうことを目指して現在、東京都としては制度や支援を考えております。更に、現在は戸別の住宅で完結しているかと思うのですが、さらにその先には余った電気を共有するエネルギーシェアリングなどが将来的には展開できないかということを考えております。御回答としては以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。たくさん質問が出て、もっとやり取りしたいところではございますが、時間の関係上、ここまでで関係局に御来場いただくのは終わりにしたいと思います。わざわざここに御説明に来てくださって、本当にありがとうございました。

それでは、議題として次の2点目にまいりたいと思います。税務行政のDX推進についてに移ります。まず初めに、石井委員よりプレゼンテーションをいただきます。

石井委員、御準備のほうよろしいでしょうか。

【石井委員】 はい、よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 お願いします。

【石井委員】 では、私のほうからは行政のDX化について、30分程度お時間いただいておりますので、駆け足でお話をさせていただきたいと思います。前半は政府のDX化の取組で、私が関わった検討会などを中心に簡単に御紹介させていただきます。後半は個人情報保護法の令和3年改正について、制度面でデータ流通基盤を整備するための改正が行われたという趣旨で、こちらも取り上げていきたいと思っております。

私は個人情報保護法やプライバシー権を中心とする情報法の分野で研究をしているものです。行政の電子化は専門領域ではありませんし、税法も全く専門領域ではありませんが、マイナンバー制度を制定する際に、個人情報保護の仕組みが必要だということで、その制定の議論に加わったというきっかけがありまして、その後、電子化に関する政府の検討会などにもお声がけいただくようになり、今日に至っております。

DXについては、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという説明が、総務省の情報通信白書の平成30年版に載っております。DXに伴ってどのような良いことがあるかということが情報通信白書に記載されており、社会や経済システムがICTを活用できるように変革していくとされています。ICTの能力を最大限に引き出すことができる新しい社会経済システムを誕生させることを期待する概念だと位置づけることができるかと思っております。DXは、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン先生が2004年に提唱した概念で、それが広く使われるようになったという経緯もいろいろなところで紹介されているかと思っております。

日本において、DXを推進するための施策、政策が加速してきたのは、私の印象ですと2017年あたりかと思っております。電子化の政策に政府が特に力を入れるようになってきたと思われるのが2016年、7年あたりかというような印象でおります。世界最先端デジタル国家創造宣言、2020年の閣議決定と書きましたが、最初のは2017年に閣議決定されております。デジタル・ガバメント推進方針は2017年、デジタル・ガバメント実行計画も2020年と記載しましたが、こちらは2018年にeガバメ

ント関係会議の決定が先だって下されておりまして、全体的には、2017年あたりから電子化が政策的に重視されてきているように思われます。デジタル改革関連法の方は、令和3年個人情報保護法改正を実現した法改正になります。この改正でデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しまして、それが、個人情報保護法などの関係法律を見直すものになります。デジタル庁の発足も非常に注目を集めたところでして、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることをうたって設置されました。さらには、デジタル田園都市国家構想基本方針も、つい最近閣議決定されているというところであります。

このような形で、非常に数多くの政策が打ち出されているという状況にあります。はたから見ていると全体像が非常に見えにくいという印象がありますし、各政策の関係性も簡単には理解できないところがあるかと思います。それから、国民一般にこうした政策が浸透し、理解されているかということ、そういうことでもないかと思います。また、これだけの数の政策を打ち出していかなければならないということは、それだけ政府の電子化が難題であるということを示しているとも受け止められます。

現在、政府は地方公共団体のDXの推進をしております、特に影響のある法律の一つが情報システム標準化法であるかと思います。文字が小さくて恐縮ですが、デジタル庁の資料をお借りしております。枠の中のもっとも上の丸の辺りを御覧いただければと思いますが、地方公共団体の基幹業務を政令で指定すると記載されています。標準化の基準に適合させるように義務づけた上で、ガバメントクラウドを利活用できるようにするというのがシステム標準化法の趣旨になります。

先進的な自治体として、例えば町田市などが上げられるかと思います。町田市はデジタル化推進委員会という委員会を設けておりまして、メタバースを活用し会議を行うなど、電子化といいますか、それを越えた取組をされている自治体になります。町田市は、現状、ガバメントクラウドの提供時期や費用負担の日程、さらにガバメントクラウドを搭載できるシステムが20の基幹業務と関連するシステムのみということで、やや制限があるといった辺りの状況を受けて、ガバメントクラウドへのシフトから、クラウドサービスへのシフトに方向を修正するというようなことも検討している状況にあります。システムの統一・標準化といっても、そう簡単な取組ではないということかと思っております。

デジタル田園都市国家構想は、議論に関わっているわけではありませんが、地方から全国へのボトムアップの成長を促進するための取組ということで、地方公共団体にも関係の深い施策になるかと思います。

DXの基盤となる制度の一つで重要なものとしては、マイナンバー制度があるというふうに思います。マイナンバー制度は、DXがいろいろなどころで言われるようになる前から存在する基盤でした、一言で申し上げますと、マイナンバーを用いた効果的な本人確認の制度であるといえます。もともとは社会保障、税に関わる番号制度でしたが、これに東日本大震災を受けて災害対策が入りました。基本理念のところにも趣旨が書いてありまして、国民の利便性の向上を図る、行政運営の効率化に資するものとする。国民負担の軽減を図る。個人情報については管理の適正を確保するといったことが基本理念の中でうたわれています。こちらでは3条1項を示しておりますが、3条2項から先にも重要なことが書いてありまして、例えば個人番号や法人番号の利用については、現在想定されている行政分野以外においても利用の可能性を考慮することや、個人番号カードについては行政事務以外の事務処理においても活用が図られるようにすること、情報提供ネットワークについても、特定個人情報以外の、すなわち、マイナンバーに含まれる個人情報以外の情報の授受にも用途を拡大していくといったことがうたわれている状況にあります。DX一般として利活用していくのであれば、こうした個人番号、法人番号を用いる事務を拡大する。行政分野以外にも用途を拡大することや、情報提供ネットワークシステムの利用範囲を拡大していくことなど、できるだけ今存在する基盤を活用できるようにすることが、本来的には望ましいと思います。

時間もありますので、急いでいきますけれども、地方公共団体のデジタルトランスフォーメーションの推進に係る検討会議は、情報システムの標準化に伴って、業務プロセスを見直すこと、関連業務を含めたシステムの最適化を図ること、手続のオンライン化を図ることを掲げ、地方公共団体に業務プロセスの見直しなどを行っていただくための方針を示すための検討会になります。

2020年の12月25日に最初の自治体DX推進計画が策定されておりまして、重点取組事項としては六つ上げられました。特に、自治体情報システムの標準化・共通化がやはり最初にくるという点で重要です。その他、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを含む六つの施策が上げられております。この中で、マイナンバー制度自体は、マイナンバーカードありきの制度ではありませんし、基本理念の中に個人番号そのものや情報提供ネットワークシステムの用途の拡大もうたわれているところですので、マイナンバー制度を拡大することが、マイナンバーカードの普及にかかっているというように理解されてしまうと、そこは本来の制度趣旨とは違ってしまうだろうと思っています。

自治体DX推進に関する検討会は、手順書も公開しておりまして、今後も定期的に計画も手順書も見直していく流れになるかと思えます。

関連する施策もかなり多くありまして、例えばセキュリティークラウドの標準要件といったものはDX推進計画に直結する取組であろうと思えます。

地方税に関しましては、地方税における電子化推進に関する検討会が開催されております。こちらも総務省の検討会になります。詳しくは地方税共同機構から具体的な御説明があらうかと思えます。こちらの検討会で掲げられている項目について、一つ目が申告・申請手続のオンライン化になります。これは、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、令和7年末までにオンライン化するという施策です。また、eLTAXの利用率のさらなる引上げもあります。2点目が納付手続のオンライン化です。これも全ての税目についてeLTAXを通じた納付ができるような制度上の対応が必要ではないかといったことが掲げられています。3点目が処分通知等のオンライン化、これは到達の効力などの法的な整理も必要になるかと思えます。具体的な検討は実務者ワーキングにおいて進められています。他機関との情報連携等もあります。大きな項目に変更はありませんが、毎年取りまとめを行って、電子化の推進に向けた方針を示している検討会になります。地方税に関しては、ポータルや、共通納税システムがありますので、仕組みが既に存在するという点が着実な推進につながっているのだろうという印象を抱いております。他のDX関連の施策と比べますと、地方税については確実な進み方になっているのではないかと思います。

こちらは3年度の取りまとめの資料を一部抜粋した内容になりまして、御参照いただければと思います。

こちらはオンライン化に係る対応方針です。地方税の申告手続のオンライン化で、具体的な税目なども上げられています。eLTAXの電子納付の対象税目の拡大のところで、一つ特徴として上げるとすると、スマートフォンの決済アプリなどによって納付ができるようになる点が挙げられます。QRコードを使って納付ができるようになるのは特徴的かと思いました。

DXの全般的な議論ではあまり出てこない領域ではありますが、多くの課題に取り組まなければいけない消費者保護の分野においても、DXの検討が進められています。ここでは消費生活相談のDXの検討会について御紹介させていただければと思います。全国の自治体に消費生活センターがありますが、そこで受ける相談業務の電子化について検討が行われてきました。消費者庁と、国民生活センターの検討会になります。

消費生活相談のDXについては、消費生活相談自体が現場の電話対応をベースとしており、相談員さんの経験や暗黙知が効果を発揮する世界ですので、地方税の電子化のような議論と比べると、電子化をする

上で現実的な課題が多い領域になろうかと思えます。チャットでの相談よりも直接聞いてほしいというような要望もあるかと思えますので、この辺りは実際行っている業務との関係で、非常に課題が多いという領域になるかと思えます。

PIONEERという仕組みがあります。これは国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結びまして、消費生活に関する苦情相談情報を集めているシステムになります。かなり以前からあるシステムで、見直しを含めた検討が必要になっています。

具体的に、現状どういった課題があるかといいますと、左上の現状分析と書いてある、すぐ下の枠を見ていただければと思います。例えば消費者トラブルと関係のない相談が結構寄せられる、参考資料がばらばらで探しにくい、あらゆる相談に対応しなければならない、相談情報の入力負担が大きい、また、システムに接続できない、環境面の問題もあるといったことがもろもろ挙げられております。自治体についてはシステム標準化法ができておりますが、消費生活相談の世界は、現場の意識をどう変えるかというところが最重要になっていまして、制度やシステムの見直しで改善されていくものではありません。それから、相談員の方々の高齢化も課題としてありまして、これらもDXを推進していく上での課題となります。

以上は、私が詳しいとは言えない領域の御説明になります。行政のDX化で、私が参加させていただいた検討会などを中心に御紹介させていただきましたが、必ずしも詳しいわけではございません。

ここから先は個人情報保護制度の見直しになります。ほかの講演などでも何度か御説明させていただいた内容になります。

DXに最も関係するのは、令和3年の個人情報保護法の改正になります。こちら文字が小さくて恐縮ですが、上のほうの枠の①のところを御覧いただければと思います。今回の個人情報保護制度の見直しというのは四つの柱で構成されていますが、もっとも大事なのが一番上です。

まず、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法と、国の法令を一本の法律に統合する。加えて、地方公共団体の個人情報保護条例についても共通のルールを定める。個人情報保護委員会が全ての分野に監督権限を行使できるようにする。これらが一元化の改正の大きな柱になります。

現行と書いてある図ですが、これは改正前の法の適用関係を示した図になっていまして、設置自治体によって適用法令が異なるということが様々問題になっていました。これに加えて、地方公共団体には地方公共団体ごとの条例があり、それぞれ内容が別々な点があったという点が個人情報保護制度の課題になっていました。次に見直し後ですが、新個人情報保護法に変わり、国の行政機関、地方公共団体を含む行政機関等というくくりになったことと、独立行政法人については、学術・医療分野が規律移行法人という形で、民間の規律を受けることになりました。

国の法令については3法一体の法制度、地方公共団体については共通ルールをつくる。その検討を行う際に、内閣官房で個人情報保護制度の見直しに関する検討会が開催されました。2020年の3月から12月までの間に議論を交わした結果がまとめられているのが、こちらの最終報告になります。2020年の3月に検討を始めた際は国の法令の一体化の議論をしていたのですが、夏頃から地方公共団体の条例についても共通ルールが欲しいという方向性が示されましたので、最終的には地方公共団体の条例の共通ルールを策定することも含めて取りまとめがなされたところでありました。この内容に沿って、令和3年、個人情報保護法の改正が実現しました。

自治体のDXと個人情報保護制度の関係については、先ほどの総務省の自治体DX推進に係る検討会の中で少し言及がありますので、御紹介させていただきます。推進計画の中で言及されている箇所です。

具体的には、個人情報保護法に関する法律の一元化等を通じて、制度面でのデータの流通基盤が整備さ

れば、本計画における自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大するといったことがうたわれています。

制度面でのデータ流通基盤を整備するというのは、個人情報保護法の一元化の趣旨になります。DXを推進するための制度的な基盤を整えると、そういう役割を果たしているのが令和3年改正法になります。

個人情報保護制度を見直した背景ですが、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの説明によりますと、新しくデジタル庁を創設するという説明箇所、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避であろうこと、個人情報保護制度に万全を期するために、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制が必要だという説明がなされています。また、情報化の推進や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化することが予想され、そうすると、本制度の不均衡・不整合を是正する必要性が生じます。

GDPRというEUの個人情報保護法は、充分性認定という越境データ移転に関する制限を設けているのですが、充分性認定に対応するためには、官民一体の法制度をつくり、独立監視機関は厳しく監督権限を行使できるような体制が必要になります。国際的な制度調和を図るという観点からも、令和3年改正法一体化の法令が望ましいという説明がなされています。

個人情報保護法制の一元化については、割愛しつつ御紹介させていただきたいと思います。まずGDPRに沿う改正を行うということ、公的部門にも充分性認定を及ぼすことが必要です。GDPRの充分性認定は、欧州委員会が第三国、国際機関にデータを移転する際に、その国や国際機関の制度が十分であると認定すれば、データを移転することができるという制度ですが、現状、民間部門にしか充分性認定の効力が及んでいないということで、公的部門にも充分性認定を及ぼす必要があるだろうと。特に学術研究等を行う際に、民間の私立大学と国立大学法人で扱いが違うという問題がありますと、そういう趣旨もあって、一本化の法令が実現しました。

地方公共団体については、2000個問題と言われる問題が提起されていました。これについては、どちらかというと、国内的な制度の不統一をただそうという趣旨で共通ルールがつけられています。地方公共団体では外国とのデータのやり取りはあまり発生しないと思います。

公的部門と民間部門の規定の整合性、こちらは行政機関と独立行政法人等のうちで、何が行政機関の現行の規律を残し、何が民間の規律に移るかをお示したスライドになります。あまり今回の御報告には関係しないところかと思いますが、省略させていただきます。

一元化した後の規律がどうなるかですけれども、個人情報の取扱いについて、全て同じルールというわけではありません。民間事業所については従来の個人情報保護法の規定を引き継いでいますし、国の行政機関と地方公共団体等、特に地方公共団体については行政機関に寄せる形の規律が適用されることになっています。

問題は、規律移行法人と言われる、もともと独立行政法人等の個人情報保護法が適用されていた法人ですが、こちらはハイブリッド型になります。個人情報の取扱いの部分と開示請求、匿名加工情報の規律のところ、民間事業者による部分と行政機関側による部分に分かれるというような立てつけになっています。

地方公共団体についてはどうかと申し上げますと、基本的に行政機関等のルールに従うことになります。個人情報保護委員会がガイドラインなどを公表しています。現状、地方公共団体が定めている個人情報保護条例は廃止になり、新しい改正個人情報保護法が来年4月から施行されることになります。改正前には上乘せを規定している自治体もあれば、規定が足りないところもあれば、条例を制定していないところもあるというような形で、自治体独自の規律が設けられていたところ、共通ルールを策定した後は、自治体

が条例を制定できる範囲が非常に制限されることとなります。

地方公共団体関係の改正の概要はこちらになっております。特に、下の枠の概要のほうの③の個人情報の取扱いのところ、地方公共団体は行政機関等の概念に含まれますので、個人情報の取扱いについては行政機関の規律と同じものが適用されることとなります。

右下のところに※印の記載がありまして、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置についてです。これは、特に必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定できること、条例を定めた場合には、その旨、制定した内容を個人情報保護委員会に提出してくださいという規律になっていまして、条例の制定できる自由度が制限されているという改正になります。

国の法令と比べてレベルが低い規律は駄目ですし、高い保護レベルを定める規律も基本的には駄目ということになっていまして、新しい新個人情報保護法に沿ってくださいという方針が強く打ち出されているところです。

施行準備については、個人情報保護委員会が様々な資料を用意してくださっています。改正法が成立した後、間もなく出されたのがこちらの資料になっております。公的部門における個人情報保護の規律の考え方というタイトルで、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示した資料が2021年6月の改正後間もなく公表されています。この考え方にに基づき、ガイドラインですとか事務対応ガイドが作成されています。

現在、公的部門関係で出ている主な資料は3種類です。行政機関、公的部門に向けたガイドラインが公表されていまして、来年4月以降の未施行分を含めて情報は出ていおります。事務対応ガイドやQ&Aも出ております。事務対応ガイドは量が多いものになりますが、来年の地方公共団体向けの改正法の施行に向けて準備が進められているという状況です。

令和3年改正法に基づく施行規則も制定されています。規則の概要についてですが、左側は漏えい等の報告等、これは新しいルールになりまして、情報が漏えい等した場合に個人情報保護委員会に報告をすることと、本人に通知するというルールが入りました。どういう場合に報告等をしなければならないかということの規定しているのが施行規則になります。

右側が独自条例関係のルールになっています。地方公共団体の長は、条例を定めた際は、規則で定めるところにより、委員会に届け出なければなりません。ただ、条例を定めることができるのは特に必要な場合に限るということになっていまして、もしその内容が改正個人情報保護法の趣旨に反する場合は是正を求められる場合があります。

個人情報保護法のガイドラインの改正の概要を示しているスライドが、ここから先になっています。概要はブルーの枠のところを御覧いただければと思います。個別の事項の中でも申し上げますと、①の条例要配慮個人情報ですね、要配慮個人情報というのは、特に機密性の高い種類の個人情報のことをいいます。新しい個人情報保護法の中で、条例要配慮個人情報を定めることができるという明文規定があります。ただ、定めることができるのは情報のカテゴリーのみで、個人情報の取扱いについて固有のルールを設けることは認められていません。

次は、審議会の諮問です。地方公共団体の実務は、条例に基づいて、個別の個人情報の取扱いについて、審議会等に諮問を行ってきたわけですが、今後は個人情報保護法の解釈が個人情報保護委員会に一元化されますので、個別の個人情報の取扱いについて審議会に諮問をするという制度がなくなります。それに伴って、審議会の役割も大きく狭まってきます。審議会の権限がかなり狭くなっていくこととなりますので、審議会自体を維持するかどうかの判断が必要になってくるかと思っております。

条例との関係、⑥番ですけれども、もっとも下の枠の2点目を御覧いただければと思います。個人情報

の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項で、法に委任規定が置かれていないもの、例えばオンライン結合があります。条例で以前から定めている自治体が多いところではありますが、電子計算機をネットワークでつなげる際の制限規定は今後は設けてはいけないということ。それから、個人情報を取得する際に本人からの直接取得を原則とするというような規定も、国の法律に定めがないということで、独自規定を設けることは認められていませんという説明になっています。オンライン結合制限規定を設けないという話が大事かなと思っております。オンライン結合制限規定はかなり昔から存在する仕組みではあるのですが、現在の時代に全くそぐわないというところがありますので、こういう規定はもう設けないようにして下さいという方針になっています。独自の保護措置もかなり制限がありますということは、既に御説明したとおりになります。

個人情報保護法制全体を見てみますと、日本においては地方公共団体の個人情報保護条例が1970年代頃からつくられるようになりまして、そうした条例は、国の個人情報保護制度ができていない時期に、先行して個人情報保護制度を牽引する役割を果たしてきました。ただ、古い分、時代錯誤の規定も残ってしまうということで、今度の法改正のほうで条例の規律が制限されるという形になりました。その結果、オンライン結合制限規定を設けてはならないといったルールが示されているということです。レベルを下げるものもレベルを上げるものも駄目ですということが解釈上示されていて、特に必要がある場合に限って条例を定めることができるということになっています。基本的には新しい個人情報保護法に全て従ってくださいということです。

審議会の役割は減少していますということになります。それを示しているのが、こちらのスライドになっています。

審議会等に諮問ができる場合はどういうケースかということで、こちらのスライドにお示ししています。例えば細則を策定する場合、個人情報ファイルを保有しようとする際の長へ報告を行う場合、行政機関等の内部規律を設ける場合など、かなり細かい場面で定めることができるようになっています。情報公開の関係では条例を定めることができるようになっていますが、今回の説明では省略させていただきます。

最後、令和3年の改正個人情報保護法の想定スケジュールということで、令和5年春に全面施行を予定しています。

雑駁な説明になりましたが、私のほうの御報告は以上となります。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 では、続きまして、主税局ビジョン、これは何と読むのでしょうか、「にまるさんまる」と読むのでしょうか。

【小池企画調整担当課長】 「にゼロさんゼロ」になります。

【諸富小委員長】 主税局ビジョン2030について、事務局より御説明をお願いします。

【小池企画調整担当課長】 私、主税局の総務部の企画調整担当課長の小池と申します。本日は主税局ビジョン2030について説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

それでは、限られた時間でございますので、お手元、資料5というふうに書かれておりますけれども、主税局ビジョンのほうの抜粋版ということで御説明させていただければというふうに考えております。

主税局では、2030年における税務行政のあるべき姿といたしまして、デジタル化を核といたしました主税局ビジョン2030を公表しているところでございます。

表紙をおめくりいただきまして、紙の場合裏面になるかと思っておりますけれども、こちらは主税局の目指す2030年の税務行政の在り方としてお示ししているところでございますが、内容に入ります前に、背景といたしまして、主税局を取り巻く環境の変化につきまして2点ほど簡単に触れさせていただければというふうに考えてございます。

まず1点目としましては、行政のデジタル化の推進がでございます。都におきましては、あらゆる施策をデジタルファーストの視点で見直すこと、それから、さらにデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進をてこに都政の構造改革を進めていくこと、このようにされてございます。こうしたデジタル・ガバメント都庁の一環をなすものとしたしまして、税務行政のデジタル化の基盤を構築していくことが必要になっているというところがございます。

それから、次に、2点目といたしましては、税務事務の複雑化、困難化がでございます。超高齢社会の到来に伴います相続件数の増加ですとか、国際化の進展に伴う外国住所の納税義務者、それから外国人納税義務者の増加、それから事業取引形態の多様化、複雑化、こういったものが進んでおりまして、こうした状況におきましても、公平公正な賦課徴収を維持しながら、納税者の税務行政に対する信頼を確保していくためには、地方税の執行機関といたしまして、専門性を維持・向上していくことが求められているというふうに考えてございます。

それでは、資料を御覧いただければというふうに思います。2030年の税務行政の在り方といたしまして、主税局が目指すべき二つの柱といたしまして、資料にございますけれども、納税者へのクオリティー・オブ・サービス、いわゆるQOSの向上、それから税務行政の構造改革、この2点を上げてございます。

まず、納税者のQOS向上につきましては、納税者の方々が自宅やオフィス、こういうところにおきまして、パソコンやスマートフォンなどを活用しながら税務手続、例えば申告、申請ですとか納税、それから相談、問合せ、こういったものを完結できることを目指すものとなっております。

それから、次に、税務行政の構造改革ですけれども、こちらにつきましては、システムで対応できる業務につきましてはシステムに任せまして、限られた人材を、先ほど御案内いたしました複雑化、困難化する業務に重点配置するということで、より専門性の高い組織を目指していきたいというふうに考えているものでございます。

そうしまして、この二つの柱を実現するために、主税局におきましてはDXの推進を図っていききたいというものでございます。

税務事務のデジタル化といたしましては、下のほうにございますけれども、2026年度に税務基幹システムの再構築に取り組みますとともに、キャッシュレス納税の推進ですとか、AIチャットボットによる問合せの対応ですとか、システム更改までの間に実現できることにも着実に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、その横にございます主税局の組織の再編といたしましては、前述のデジタル化を踏まえました業務フローの見直しですとか、事務分掌の見直し等を目指すものでございます。

それでは、次のページを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、前のページで御説明した内容を踏まえまして、主税局におけるDXの目指すべき姿を図示化したものとなっております。

真ん中の緑の網かけ部分でございますけれども、納税者が都税事務所等の窓口に来所をしなくとも、可能なサービスの提供を充実させることによりまして、バーチャル都税事務所、こういったものの実現を目指したいというふうに考えてございます。具体的には、パソコンやスマートフォンを通じまして、AIチャットボットによる問合せ対応ですとか、オンライン決済を活用した電子納付、それからマイナポータルやeLTAXによりまして、オンライン相談、電子申請、電子的な通知、あるいは証明書等の電子交付、こういったものを目指すものでございます。

また、右側のほうに税務署ですとか法務局、さらに自治体や金融機関を書いてございますけれども、こういった外部の関係機関とのバックオフィス連携を進めることができれば、納税者の手続の簡便化、こういったものに資するものというふうに考えてございます。

一方でございますけれども、資料の下のほうにもございますけれども、いわゆるデジタルディバイドの対応というものも必要でございます、高齢の方など、デジタル機器に不慣れな方への対応ですとか、複雑な事案への相談対応、こういったものにつきましては、引き続き都税事務所の窓口においての対応を行っていくことが重要であるというふうに考えてございます。その上で、冒頭御案内いたしました複雑化、困難化した業務への対応としまして、職員の重点配置を目指していきたいというものになってございます。

それでは、引き続きまして、次のページを御覧いただければと思います。DXによる税務事務改革の具体的な例としまして、一つ御案内させていただければというふうに思っております。納税者へのQOS向上の取組の一例といたしまして、バックオフィス連携による各種手続のワンストップ化、こちらがござ

います。下のほうにビフォー、アフターの図がございますけれども、現状では納税証明書ですとか、あるいは固定資産評価証明書、こういった都税事務所で発行する各種証明書がございますけれども、こういったものを金融機関ですとか法務局等の窓口へ提出する必要がある際には、申請者の方が各窓口へ赴いて手続を行っていくような必要がございます。関係規定の見直しですとか、そういったものを進める課題はございますけれども、こういった各関係機関とのバックオフィス連携を実現することによりまして、アフターのほうにございますように、申請者の手続に基づきまして、行政機関ですとか金融機関、こういったものの間で必要な証明情報等のやり取りが可能となることを目指すというものでございます。こうした取組によりまして、申請者を經由して、申請者が各窓口へ赴いて行うやり取りを不要としますとともに、紙ではなくデータによる連携を図ることによりまして、ペーパーレスな手続が可能となるものというふうに考えてございます。

2026年度の税務基幹システムの再構築、先ほど申し上げましたけれども、それらに向けまして、各課題の整理ですとか関係団体との調整、こういったものを踏まえまして、バックオフィス連携の実現を目指していきたいというふうに考えてございます。

具体的な例としましては、この後、御議論いただくバックオフィス連携のところでも取り上げさせていただきましたが、納税者へのQOSの向上の取組としましては、それ以外にも申告、申請や通知の電子化、それから納税方法の拡充、こういったものもございます。それから、税務行政の構造改革の取組といたしましては、ICT技術の活用ですとか、外部データの電子的な取り込み、それからAIを活用いたしました職員支援等、こういったものもビジョンの中で目指していくところでございます。こうした取組につきましては、先ほど申し上げました2026年度の税務基幹システム再構築、これをマイルストーンとするものでございますけれども、その前後でも実現できることにつきましては、着実に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

ただいま御説明させていただきました主税局ビジョン2030の実現につきましては、最新の情報セキュリティの導入ですとか、極めて重要な納税者情報の取扱い、こういったものに細心の注意を払う必要がございますとともに、マイナンバーカードの普及率向上ですとか関係法令の改正など、様々な課題もございまして、関係機関とも強固に連携しながら推し進めていくことが重要であり、主税局としても一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、主税局ビジョン2030の御説明になります。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、地方税共同機構の加藤理事長より、地方税関係、手続の電子化の現状について説明をお願いします。

【加藤理事長】 地方税共同機構の加藤と申します。今日は小委員会にお招きいただきましてありがとうございます。地方税共同機構は、3年前、平成31年4月に設立された法人でございますけれども、実は地方税の電子化は、それ以前から地方団体、全国の都道府県政令指定都市を中心に協同組合的な運営により行っていました。

今日は資料を用意しておりますけれども、時間の関係もありますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

まず、資料1ページから8ページまでに機構の概要、それからこれまでの電子化の経緯等々ございます。後ほど御覧いただければと思います。

地方税共同機構の運営は全て地方団体の負担金で行っております。毎年必要な経費を全国の都道府県、市町村、特別区に割り振りをいたしまして、それで運営をしており、国費は原則として出ておりません、全て地方団体の負担金でございます。

それから、地方税共同機構は地方税法に基づく公共法人ではありますが、いわゆる徴税機関ではございません。あくまで地方税電子化のツールであるシステム、あるいは共通納税システムという収納代行的な、こういった集約システムの提供の主体です。システムを開発し、管理し、運用する主体であって、課税権、いわゆる地方税の賦課徴収権は、全てそれぞれの地方団体が持っているというものでございます。

また、地方税共同機構は、行政機関ではございません。独立行政法人でもないということで、個人情報保護法上は一民間事業者でございます。

今日は資料の10ページの補足説明をさせていただきます。これは地方税と国税との違いを強調したものでございます。委員の皆様方も既に御存知かと思いますが、国税は基本的に人税でありまして、納税義務も国に対して1個ですので、税務署等と1対1の関係にあります。ところが、地方税というのは、いろいろな税がございます、物税もございます、必ずしも人に着目していません。後ほどマイナンバー等の話が出てまいりますけれども、自動車税や固定資産税を課税する際にマイナンバーを使っていませんし、使う必要もないわけでありまして、では、これをどうやって名寄せをするかという問題が生じてまいります。

それから、国税の場合はほとんど全ての金融機関は日本銀行の代理店になっておりますので、どこからでも国税を納められますが、地方税というのは地方自治法に基づく指定金融機関あるいは収納代理金融機関でないと扱えないということになります。

それから、根拠法令は、もちろん地方税法に全て書いてあるわけですが、地方税法の規定に基づきまして、全国の地方団体がそれぞれ条例を定めて課税をする、様式や手続もそれぞれ条例・規則で定められるということになっておりまして、これが地方自治の良い面でもあり、悪い面にもなってくるというものでございます。

同じように、使っているシステムも国税庁が管理している、いわゆる申告に使っているe-Taxというシステムがございます。それから、国税庁が業務用で使っているKSKシステムという税務署でいろいろ情報管理をしているシステムがございます。これは全国でそれぞれ一つですが、全国の地方団体が使っているシステムは1,788の団体それぞればらばらです。同じメーカーのパッケージを使っているところもいっぱいありますけれども、これまではほとんどの団体が自分の所の業務に合わせてカスタマイズをしておりまして、一つとして同じシステムはないというふうに御理解ください。これが標準化という話が出てきた経緯でございます。

こんなことがございます関係で、地方税の電子化というのは非常に難しいというのを、まず申し上げさせていただきました。

以下、資料はございますけれども、特に14ページ、先ほど石井委員からお話がありましたが、地方税

共同機構ができた後、電子化検討会というものが総務省で設置されまして、機構も事務局として参加しております。その中でいろいろ議論が進みまして、昨年12月にまとめられ、閣議決定された今年度の税制改正大綱の中で、今後、地方税手続を全て電子化、あるいはオンライン化する、全ての税目を共通納税システムで納税できるようにする、また、納税手段も拡大をするということとされました。この辺りについては、後ほど補足をさせていただきます。

それでは、これらを踏まえまして、少し発表させていただきます。

まず、なぜ地方税共同機構というものができ、ここがシステムの管理をしているのだろうかということです。これは、実は各団体がばらばらに電子化をした際にどうなるかということの裏返しでございます。先ほど、既に17年前から徐々にではあるけれども電子化は進められていたと申し上げました。ただ、それを進めていたのは、地方税電子化協議会という当初任意団体であり、その後、法人化されましたが、そういったところがやっていたわけです。それから、現在、地方税に関しては、自動車関係の手続、登録に伴う自動車税関係の徴収手続、それから、来年1月から実は軽自動車関係の手続、これらについても電子化されますけれども、この登録車につきましては、任意団体でありますOSS都道府県税協議会というものがありません。実は、機構が設立された際、そちらの業務も引き継いでおりまして、いわゆる地方税に関する電子的手続は一括してこの地方税共同機構が取りまとめるということになったわけでございます。

つまり、団体が独自にやりますと、まず、できる所とできない所があります。先ほどお話がありました東京都のように自分で何でもできてしまうところはいいのですが、全国1,788、人口200人に満たない村まであるわけでありまして、そういった所までが全てできるようになるかというは無理です。それから、独自に電子化をいたしますと、現在のばらばらな様式、手続はそのまま残ります。これが全国統一のシステムでということになると、ある程度統一せざるを得ない、結果としてそうなります。

というようなことがございまして、少なくとも利用者としては、手続のたびに手続をする団体のホームページに入って何かをやるというのは非常に不便なわけで、税の同じ手続なら、入り口は1か所、全国どここの団体にも同じような手続で、1回の操作で全て処理が完了できるようにする、これが現在、eLTA Xというものを作ったもともとの思想でありますし、それを実現してきた経緯があって、実は10年ほど前に全ての市町村、都道府県がこのeLTA Xに加入したわけでありまして、そういった形で現在に至っているというものでございます。

次にこの電子化は何のためにするかということですが、これまで実は行政側の都合でやってきた経緯があります。現在はもうそういうことではなくなっているとは思っておりますけれども、やはり納税者・特別徴収義務者にとって便利なように、つまり、それぞれの団体にばらばらに出す、あるいは郵送や持参をしなければいけないということはやめようということとして、やはり便利にするということが第一。それから、当然のことながら、課税側も省力化、合理化といったようなことも必要でございます。紙で出てきた申告書を基幹システムにわざわざ手入力をしなければならない。電子申告で出てきたものも、場合によってはプリントアウトをして、目で確認した上で入力をしているということも現実にはこれまで行われてきています。そういったことはできるだけ避けていくことが必要かなと思っております。それから、やはりばらばらにやれば、結果として高くつくということでございます。

とはいえ、誤解のないように申し上げますと、やはり地方自治は大事でありまして、課税自主権は尊重しなければいけないということで、このeLTA Xシステム、例えば税率の設定権、標準税率で定められているようなものについては、全て課税団体が定めた税率を適用できるようになっておりますし、提出書類等についても、可能な限り、それぞれ団体が定めたものに対応できるような工夫を現在しております。省令様式で定められているものは良いのですが、実はそこに定められていない、各団体が規則で定めてい

るような、いろいろな手続もございます。今後の電子化に当たっては、その辺りも含めて、できるだけ標準化をしていくといったことを目指しております。

資料としてはお配りしていないのですが、説明のために今日まとめたものがございます。地方税電子化の課題が何かといったことでございます。

まず一つ目、関係者が多いこと。地方団体だけで1, 788あります。と同時に、制度の所管をしているのは総務省です。それから、いわゆる地方団体が個人情報あるいはそういったものを扱うために使う通信回線であるLGWANは、J-LISというところが管理をしています。当然、全国の納税者等の皆さんに御利用いただくということで、納税者、特別徴収義務者の方を相手にしなくてはならない。それから、金融機関、共通納税システムを作るに当たりましては、全国ほとんど全ての公金を取り扱う金融機関に御参加いただきました。現在、eLTAはこれら全ての金融機関とつながっております。それからシステムベンダー、これは全国1, 788のそれぞれのシステムの管理をしているベンダーさん、こういったところと調整をしていかないと、このシステムを作ることもできない、運用することもできないというものでございます。

2点目といたしまして、税に限らないのですが、電子化をしようとする際に紙のものをそのまま電子にしようとする。これでは業務改善になりません。そうはいつても、発想の転換はなかなか難しいのですね。現在、紙で出てきているものはそのまま電子化になっても欲しい。あるいは、金融機関さんが特にそうなのですが、現在納付書というものを使って処理をしていますが、その事務処理は変えたくない、とはいえ納入済み通知書を集約して地方団体に配ることはやめたいというような、そんなジレンマもございます。こうしたことが至るところにございまして、どうやって発想を転換し、この電子化を契機に業務を改善していくかということが課題でございます。

3点目、これは行政機関の特徴であります。手段が目的化しております。電子化という看板を上げますと電子化をすることが目的となってしまうと、何のために電子化をしているかが実は先に追いやられてしまうということがあります。

それから、これは公務員に限らずだと思いますが、短期間で異動があります。となると、自分がそこにいる間に何ができるかということを考えて、できるところからやろうとなります。成果を出さなくてはいけないということがありまして、この結果どうなるかという、システムの全体を見ずに、取りあえず部分部分だけでやっつけようとする。これは、縦割りの弊害もあって、いろいろなところに関連している税のシステムがそうなのですが、これを解決しようとした際に、本来であれば全体を見て、全体の最適化を図れば良いにもかかわらず、個々のシステムがばらばらにつくられ、検討され、結果として使いにくいシステムが出来上がることとなります。

それから、専門家がいません、地方団体にもいません。税の場合、税の仕組み、制度を知っている人、それから現場の業務を知っている人、そしてシステムを知っている人、これがないといけないのですが、それぞれがほぼ欠けています。ましてや、全体を把握している人はほとんどいないと思っています。こんなところでいいシステムができるわけがない、というような事情がございます。

また、外的要因になりますけれども、せっかくマイナンバーというものがあ、あるいはマイナポータルが作られたのですが、使える仕組みになっていません。これはいろいろな理由がありますが、皆様方のほうがよく御存知だと思います。何か便利にしようと思うと名寄せをする必要があるのですが、その名寄せにマイナンバーが現在ほとんど使えない。この結果、いわゆる本当にやりたい、便利にしたいことがほとんどできていない。まず、ここから変えていかなくてはならないのだろうと思っています。

それから、よく、マイナポータルやGビズIDを使って何かできないかとおっしゃるのですが、先ほど

地方税は物税が多いと申し上げました。物税の場合には個人か法人かはどうでもいいわけでありまして、そんな区別すらそもそもしていないのです。そんなようなことで、非常にやりにくい環境にあります。

それから、デジタルそのもの、これはマイナンバーでも関係ありますけれども、こういう機能を使って情報が集約される、集中化することを非常に恐れる日本の風土がございます。これは、いろいろな理由があつて、もっともな点もあるわけですが、本来、やはり税だけではなく、雇用であつたり、社会保障であつたり、金融であつたりが、全て連携していて初めてそれぞれが有効に機能するのだらうと思ひます。その辺りは今後の課題かなと思ひます。

それから、極めて物理的な話でございます。先ほどLGWANと申し上げましたが、極めて脆弱なネットワークです。もともとが個別のちょっとした申請手続、あるいは住基のちょっとした一人一人のデータを送ることを想定していますので、税のように大量のデータを一時期に送付するなんていうことを考えていない設計になっていました。現在、これはうちのほうも、これからいろいろと利用が増えてまいります。特に税の場合、東京都もそうですが、何百万件という納税通知書を発し、その情報を共通納税システムに登録をするといったことをやります。来年の4月、5月、特に自動車税、固定資産税が全国で課税され、さらに個人住民税が課税されているということを一斉にやるとどうなるかということになります。現在のLGWANではパンクする可能性があります。そこはいろいろと工夫をしますけれども、そんな課題があるということでございます。

では、この電子化によって何が可能になるのか、何をしていくべきなのかということが恐らくこの委員会で皆様方に興味あるところだらうと思ひます。これから御議論いただくことと思ひますが、まず、機構として目指しているのは、便利にすること、業務を省力化することでありまして。この電子化した結果として、これまで紙や帳簿、書類を前提として作り上げてきた結果、実現できなかったいろいろな制度、これがかかり、電子化によって、課題解決の一助になるのではないのかと思ひます。ペーパーレス化ということで、書類を前提とした手続をいかに無くしていくかです。

納税証明について御質問いただいております、資料もございましたが、実は自動車税の関係で、継続車検の際、かつて納税証明書の提出が必要だったのですが、平成28年からこれは不要になっております。どういう仕組みかという、全ての都道府県が課税をした情報を1か所に集めまして、登録番号と車台番号を入力いたしますと、未納があるかないかというのがすぐ分かるようになっていて、これを陸運事務所の方で確認ができる、こういう仕組みが導入されました。先ほどちょっとお話ししましたが、軽自動車についても来年1月からこれが稼働いたしまして、全国の市町村、特別区で課税をした三輪、四輪の軽自動車の継続車検を受ける場合に、納税証明書を出さなくても、車検を受けて車検証が返還されるといったことが可能になります。

それから、共通納税システム、もともとは税金を納付するための手段で使っておりますけれども、この仕組みを利用すれば、ほかにもいろいろな活用方法がございます。そもそも納税証明などというものも、納税証明書の提出をしなくて済むような仕組み、現在の自動車税のような仕組みをつくってしまえば、特に相手が官公庁の場合が多いわけでありまして、そんなこともいろいろ活用できるかなというふうにお思ひしております。

長くなりましたが、以上が機構の概要、地方税の電子化のこれまでの状況、それから、これからどう進んでいくかということをお話いたしました。個別に御質問いただいておりますのはありますけれども、この後、議論の中で補足をさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 加藤理事長、ありがとうございました。

では、ここで休憩をいたしたいと思ひますが、どうでしょうか。時間が押しているのです、どうします

か、休憩時間を短くしますか。

【小林税制調査担当部長】 10分、休憩を入れていただいて。

【諸富小委員長】 入れますか、はい、分かりました。

では、ここから10分の休憩とさせていただきます。再開が4時3分ですかね。

では、4時3分再開です。よろしくお願いいたします。

(休憩)

【諸富小委員長】 時間になりましたので、再開をさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き、事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 それでは、資料1の論点、税務行政のDX推進の予定について御説明いたします。時間の関係上、事前説明から追加となった資料を中心に御説明申し上げたいと思います。

それでは、A4横の資料2の13ページをご覧ください。税務行政のDX推進に当たっての主な論点、2点となります。

まず、論点1でございますけれども、バックオフィス連携になります。行政機関同士、それから金融機関等のデータ連携が実現しますと、例えば行政が行う各種助成金、融資等の申請の際に必要な納税証明書が不要となります。納税者にとっては都税事務所まで証明書を取りに行かなくて済むこと、また、行政にとっては窓口業務の大幅な縮減につながるなど、双方にとって大きなメリットが享受できることが期待されております。このようにマイナンバーをキーにして、行政機関同士、または金融機関との間で税のデータ連携を行うことにつきまして、その妥当性でありますとか、実現に向けた法制度上の課題等についてご意見をお願いしたいと思います。

次に、論点2でございますけれども、個人事業税の課税方式の見直しになります。個人事業税に関しましては、コロナ禍でビジネスや働き方の多様化が進みまして、既存の枠にとらわれない新たな職業も台頭しておりまして、新業種の認定に当たりましては、1件1件の精査に多大な労力がかかっている現状がございます。

一方、事業者目線で見ますと、納税通知書が送られてくるまで自らが課税対象になるのか分からない事業者も一定数存在しています。

それから、今後の事業者、納税者QOS率向上のためには、業務の抜本的な見直しを行った上でデジタル化を図っていくことが重要となります。こうした観点から、現行の複雑な制度設計でありますとか、課税方式に伴っています個人事業税に焦点を当てまして、そのあるべき姿についてご議論を賜りたく、よろしくお願いいたします。

続いて、事前説明から追加となりました資料を3点御説明いたします。

まず、1点目の追加資料でございますけれども、資料16ページになります。こちら令和3年12月に閣議決定しました、デジタル社会の実現に向けた重点計画から抜粋した資料になります。マイナンバー制度の利活用推進としまして、情報連携の拡大に言及しております。現在、情報連携が可能な分野としましては、社会保障、税制、災害対策の3分野のみとなっております。これを拡大しまして、本人の状況に合った行政サービスを享受できる観点など、国民視点に立って情報連携の在り方を考え、法整備を行った上、令和7年度までの施行を目指すとしております。

2点目の資料に移ります。資料17ページをご覧ください。こちらは、本年5月に開催されました国のデジタル庁のワーキンググループの資料となります。これからの情報活用の考え方、本人を介した官民の情報活用になります。情報連携に関しましては、従来の行政機関間の情報連携に加えまして、本人を介した上で、民間との情報連携を可能にしていこうという枠組みになります。具体的には、行政が発行した証

明書を民間手続に利用したり、その逆として、民間が発行した証明書も行政手続に利用できるよう官民の情報活用を推進し、国民の利便性向上を目指すとしております。

3点目、最後の追加資料となります。資料36ページ、ご覧ください。こちらは、本日御欠席ではございますけれども、関口委員からのご指摘で追加した資料となります。個人事業税は、課税方式を検討する上で、個人事業税を含め、消費税、所得税といった他の税目の事業の定義、それから事業者の義務感を提示いただきたいというようなご指摘で追加資料となっております。

事務局からの説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました論点及び資料について、ご議論いただきたいと思います。ご意見のある委員は、画面に向かって手を挙げていただければと思います。

また、先ほどの石井委員のプレゼンテーション、主税局ビジョン、地方税共同機構の説明についてご質問のある方は手を挙げていただければと思います。

では、順番に、鴨田委員からよろしいですか。

【鴨田委員】 御説明ありがとうございます。納税者及び我々税理士、実務家の立場からいたしますと、やはり国税ができて、地方税ができないというのは何なのでしょうという不満が結構ございます。例えば、会社の設立届等については、国税のほうは登記事項で証明書の添付は不要になっていますけれども、地方税のほうではいまだに添付をしてくださいというふうになっている。ですから、これは恐らく法務局とか、そういうところの連携がちょっとできていないのかなというところですね。

また、本店移転の転居をした場合も、税務署の場合は移転前の管轄の税務署だけで足りるのですけれども、地方税の場合は前後ですね。ですから、都道府県、市町村へ移動届を、変わる前と変わった後で、重複して提出しなくてはいけないというのが非常に不便です。ですから、我々税理士の立場としては、このe-Taxで移動届を提出した場合は、それを何らかの形で、同時に送信するか転送するような仕組みがあればいいのではないかなと思います。

それから、納税証明書なのですが、やはり国税の場合は、地方税のどちらもオンラインで申請できるので、地方税の場合は郵送という形で証明書が来ます。国税の場合は電子納税証明書というのがあるので、それをダウンロードすれば、期間内に何度もそれを使えるというような、また、eLTAXについても、ちょっとe-Taxの利用時間とeLTAXの利用時間が違います。e-Taxのほうはずっと、一日でできたりとかしますので、せっかく申告書をつくって、国税のほうのを送ったけれども、地方税のほうはちょっとその利用時間ではないのだなど、同時にできないとか、そういうような不便がありますので、ぜひ行政機関同士の連携と、国税と差がつかないような仕組みにしていきたいと思っております。以上です。

【諸富小委員長】 ご質問の点、御回答いただけますでしょうか。

【小池企画調整担当課長】 ありがとうございます。企画調整担当課長の小池でございます。

今お話がありました、国税ですとか、あるいは地方団体間での連携というところがあつたかと思うのですけれども、おっしゃいますとおり、今後に向けましては、いわゆるバックオフィス連携の中で、主税局ビジョンの中でもこういったところで、国ですとかあるいは自治体間の連携、こういったものを進めていくことを目指すものでございますので、ご意見として賜りまして、どういった形で検討を進められるかがございますけれども、そういったご意見、これは納税者の中にもございますので、貴重なご意見として伺いたいと思っております。

また、納税証明のほうにつきましても同様でして、やはり現在、当局では郵送による証明を行っていま

すけれども、今後のビジョンに沿いまして検討を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

【諸富小委員長】 加藤理事長はございますか。

【加藤理事長】 それでは、地方税共同機構からもお答えをいたします。

まず、国税と地方税をできるだけ同じ扱いにというのはおっしゃるとおりですので、現在、かなり添付書類等については国税の方にだけ出せばいいようになっております。今ご指摘いただいたものを含めまして、一本化できるようにということは今後も進めていきたいと思っております。

それから、要るか要らないかなのですけれども、それぞれの地方団体が現在まで提出していただいていた書類をやめるということに対する抵抗がなかなか強いです。我々としても電子申告を開始するに当たって、本当に必要な申告事項は当然なのだけでも、ついでに出していただいているというところちょっと語弊があるのですけれども、確認のために出していただいているような書類については、もう出さなくていいという形に持っていきたいと思っております。そういったことも機構が中心になって、総務省とも相談しながら、各地方団体と調整をしていきたいと思っております。

それから、納税証明の件なのですけれども、現状の制度ではそれぞれの団体が発行しなければいけない証明ですので、e L T A Xを通じて国税と同じような形式を、交付をする仕組みをつくることは可能だと思っております。今日説明を省略しましたが、現在、特別徴収税額通知本人用の真正性証明の手法といたしまして、国税の納税証明で使っているQRコードの方式を採用する予定でございます。いわゆる電子で何かを通知する際に、真正性を証明する、改ざんがないという電子証明の扱いが非常に難しいわけでありまして、その辺りは、現在、一応クリアできるような手法が出てきましたので、納税証明がどうしても必要な場合には電子で交付ができるような仕組みを将来的には考えていきたいと思っております。

それから、e L T A Xとe - T a xの利用時間については、毎年、日税連さんからご要望をいただいております。各都道府県も、それぞれの税理士会さんからご要望をいただいているかと思っております。できるだけ合わせたいと思っておりますが、地方税共同機構の費用は全て地方団体が負担しておりまして、なかなかその費用に見合った利用があるのかといった際に、深夜時間帯の利用は極めて少ないという実態がございます。来年度の1月からは1週目の連休は開ける予定でございます。少しずつやってみますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員、よろしいですか。

では、佐藤委員。

【佐藤委員】 時間が限られていますので、2点ほど。この資料5に即してですが、主税局ビジョン2030をベースに質問を2点なのですけれども、一つ、9ページ目にあるような、こういうバーチャル都税事務所、これはアイデアとしてはすごくいいと思うのですが、これはよく、こういうDXの世界でエンドツーエンドという言い方をします。全てこれ、一貫してできるものなのか。先ほどオンライン結合の話が出てきたと思うのですけれども、例えばこのマイナポータルからこういう電子申請をして、バックオフィスと連結し、電子的な通知を証明書か何か出すという際、これは全てつながっていると思っていいいのか、そこはどのような体制ないのかなということの一つ伺いたいと思って。なので、現状は切れているのですよね、たしか、オンライン系のシステムとマイナポータル系のシステムが。

それから、もう一つは、まさにこの13ページにあるような、こういう本人の承諾の基に民間事業者が扱う、民間事業者には何かの所得情報とか、こういったものを提供できるという、非常にいいアイデアだと思うのですけれども、一方で、地方税法では守秘義務がかなり厳しく規定されていますので、これは実は

事前説明でも事務局に伺ったのですけれども、本人の承諾があれば何やってもいいのか、あるいは、やはり限定で、これとこれとこれについては本人の承諾があれば大丈夫なのですよというのと、限定でいくとすごく狭くなってしまうと、なかなか展開が限られてきますよね。

この辺りとは、情報連携をするに当たって、本人承諾の範囲とはどれぐらいなのか。それから、一々承諾してもらうのか、一回承諾すれば1年間とか2年間有効なのかとか。Pay Payなんかは定期的に払ったりするのではないですか。したがって、本人承諾、範囲、対象、どんなふうなことが、現在、現行法で可能なのか、それから、どこかに課題、何かボトルネックはないのかなという、この2点なのですけれども。

【室川システム管理課長】 主税局システム管理課長の室川と申します。ご質問ありがとうございます。

1点目のバーチャル都税事務所のエンドツーエンドになっているのかどうかといったところでございますけれども、現在、主税局のほうでは、令和8年度に向けて、基幹システムの再構築というのに取り組んでございます。その中で目指すところとしましては、デジタルファーストという考え方を持っておりまして、入り口から出口まで全てデジタルで完結させるといったところを理想にさせていただいております。そのためには、当然のことながら、先ほどの地方税共同機構さんのほうから御説明がありましたが、納税義務者がまずはeL TAXを使って電子申告をしていただくといったところが前提になってきますので、まずはその利用率を上げていくというところは、これは東京都にとっても重要であると考えております。その上で、現行の基幹システムにおいても、電子的に取り込んで処理をしているところがございますので、そこは引き続きやっていくといったところでございます。

この先問題になってくるのは、その逆のパターンでございまして、申告を受け付けてシステムを管理するところは既に出来上がっているのですけれども、逆の、こちらの9ページの真ん中のほうにある税務基幹システムの矢印の左から右に、納税者のほうに向いている矢印ですけれども、電子的な通知ですね、これは何をするのかと申しますと、代表的な例でいうと賦課税目における納税通知書であったり、あるいは申告前後における更正決定等の通知、こういったものが当てはまると思っておりますが、こちらをどのように電子化していくのかといったところが肝になってきておりまして、そこは現在、総務省さんが中心になって、電子化推進ワーキンググループというところで実務的な検討を進めて、実現に向けて進めているところでございます。納税者とのエンドツーエンドという点では、そういったご回答になります。

ありがとうございます。

では、引き続き。

【小池企画調整担当課長】 それでは、2点目のバックオフィス連携との守秘義務との関係のところでございますけれども、ご指摘いただきましたように、いわゆる地方税法上の守秘義務の関係については、非常にハードルの高い部分もあるのかなというところがございますけれども、例えば番号法の中で規定されているような部分であれば、お互いに情報提供できるものはあるかとは思いますが、ご指摘の金融機関でありますと、当然のことながら、現在ではその範囲に入っているものはございませんので、いわゆる守秘義務の問題が非常に出てくるかなというふうに考えてございます。

この部分に関しては、現行であればなかなか難しい部分はありますけれども、今後、各課題を整理しまして、国との調整ですとか、そういった中で守秘義務の関係を議論していく形になろうかなというふうに考えてございます。

こういった形でよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 加藤理事長からは何かございますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。

では、沼尾委員に行かせていただきまして、その後、土居委員、阿部委員、手を挙げていただいていますので、順番に行っていただきます。

では、沼尾委員。

【沼尾委員】 御説明ありがとうございました。

先ほどこういう形で一元化を図っていく、標準化を図っていくということは、地方自治という観点からはどういうふうに捉えるのかということ、税率等については、それぞれが決められるようなところはシステムとして残していくのだというようなお話があったところかと思います。

それに絡めて、ちょっと二つお伺いをしたいのですが、例えばそういう形で自治体が標準税率と異なるような課税自主権を行使するとか、独自の対応を図った場合には、当然そのシステムというのを少しいじることになるわけですが、その場合にこの徴税、機構に対する手数料とか何かの支払い額というのが高くなるということがあるのかどうかというところが一つ目です。

また、それから、確かに標準化をすることによって効率化することはあると思うのですが、各自治体のほうで、例えばそういう税務情報を基に、それ以外の業務のところでは連携を図っていることというのものではないかとか、あるいは、減免への対応というようなところをきめ細かくやっているようなところもあると思うのですが、そういう自治体の内部で他の情報との整合性というのを考えた際に、これだけやはりカスタマイズされてきて、それぞれの自治体で違って来たというのは、業務自体を標準化できる部分もあるけれども、やはりそれぞれの自治体に置かれている状況ですとか特性が違ったということも大きいのではないかと思います。それが標準化することによって、かえって自治体の中では非効率性を生んでしまうようなことがないのかとか、そういったことに関してちょっとどういう検討が行われているのかということ、よろしければ教えていただけないでしょうか。

【加藤理事長】 それでは、機構のほうで、分かる範囲でお話をいたします。

まず1点目、課税自主権を行使した場合の話なのですが、例えば先ほどお話をした法人の住民税の税率、超過課税をやっているところもあります。そういったところは、各団体が管理できる税率テーブルを持っておりまして、そこをみんなで使っていただくということで、何か特別なことをしたからといって、そこだけ負担が高くなるというような仕組みには現在なっておりません。今後もその予定です。

例えば、来年10月から入湯税の電子申告を開始するに当たって、宿泊税もやりますが、全国で宿泊税を課税しているのは数団体しかございません。そこだけ負担金が高くなるかということ、そういうようなことはないと思っています。税収割といったこともありますけれども、例えば個人住民税に比べれば、税収は非常に少ないわけでありまして、そういったご心配は恐らく要らないかなと思います。

それから、2点目、標準化、税について我々は関与しておりますが、一応聞いている範囲で申し上げますと、我々が市町村等によく説明をしている際には、やはり税のシステムは住基から始まりまして、福祉、保険、介護などいろいろなところとつながっています。そこは各団体でそれぞれがまた標準化を現在進めようとしておりますので、その連携は、まず団体内でよくやってくださいというお話をしております。ただ、それぞれ所管省庁がやっている標準化の中では、特に福祉のように、各団体が上乘せ等をしているのが相当あると聞いておりまして、そこは恐らく標準化は難しいであろうと思います。いわゆる根底のところだけを標準化するのではないかと、相変わらず実務も、それからシステムも、その部分は標準化の対象外というふうに扱うことになるのではないかと思います。

この標準化なのですが、先ほども石井委員から説明ありましたが、税で対象となっているのも一部でございまして、標準化対象外の税目あるいは徴収関係も含めて、システムはそれぞれ動いているわけ

でありまして、全てが完全に同じようになるわけではないというところがございます。ということで、整合性は少なくともその団体では取れるように各団体で調整をし、かつ、現在デジタル庁がそれぞれのシステムの横の連携はどうするかということを考えておられて、どこまでできるかということで期待をしているところでございます。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、土居委員、いかがでしょうか。

【土居委員】 どうも御説明ありがとうございました。

私は、地方税共同機構の加藤理事長に1点質問と、それから主税局事務局、これを主税局に言うべきか微妙なところありますけれども、幅広きコメントを1点申し上げさせていただきたいと思っております。

御説明いただいた中での資料、地方税共同機構の資料の15ページ、15ページ以外ありますけれども、15ページがもっとも端的にあるかなと思っております、個人住民税の金融所得にまつわる部分に関して、電子化がなされているということなのですけれども、このいわゆる利子割、配当割、株式等譲渡所得割の申告納入手続というのは、これは金融機関が徴収したものを当該団体に対して納入するというものか、それとも、配当と株式は特定口座があるので、納税義務者が特定できるようにも思うのですけれども、ただ利子割は、私が知る限りにおいてはそうはなっていないで、簡単に言ってしまうと、当該金融機関が預金者から徴収した利子割分を当該団体に納入するというだけで、どなたが幾ら利子所得税というか、個人住民税の利子割を払ったかということまでの個人の特定までは至っていないような仕組みに現在なっているのかなというふうに、これまで私の知り得る情報ではそういうふうになっているのですが、実際、地方税における電子化では、どのような形でこの納入手続がなされているのかというのを少し詳しく教えていただきたいと。

というのはどういうことかということ、金融所得は分離課税になっているので、しかも、現在までの納税の慣例で、必ずしもその個人を特定しない。したがって、総合課税をしているところで納税している個人住民税と名寄せするということは想定していないということなのではないかというふうに思っているのですけれども、実際、現在の仕組みとして、是非は全く問わない、いいか悪いかという話ではなくて、どのような形でこの電子化がなされているかというところを教えていただければと思います。

それから、事務局に対してのコメントなのですが、資料2の16枚目で、追加で政府の閣議決定の部分を抜粋で紹介いただきました。確かに非常に重要な点を指摘されていると、そこを、またこの場でご紹介いただいたと思います。

社会保障制度、税制、災害対策の分野から利用範囲を広げるということは、私は非常に重要なことだと思います。もちろん政府が、中央省庁が国民に対して理解を得るためにということも大事なのですが、地方公共団体として、特に給付だとか、住民に身近な業務をなさっておられるという現場を預かっておられるという立場から、実務的に見て、こういうところで情報が総合利用できると、行政面でも、住民にとっても利便性が高まるのだということ、より具体的に政府に訴えていく、中央省庁に訴えていくということは非常に大事なのではないかと。政府任せ、国任せというわけではなくて、東京都なら東京都から、むしろ、こういうところで情報を利用してほしいと、そこで法令の規制があるならば、それを緩めてほしいというようなことをもっと積極的に訴えていくということもあり得るのかなというふうに思っていて、これはもちろん税に関しては主税局ということになるのでしょうけれども、必ずしもマイナンバーというのは主税局だけの所管というわけではないというか、社会保障のほうも現在は使えるということではあるのですけれども、どういう部分でその連携がうまくできないかというところの現場知というのか、現場での知恵、現場での実情をよりの確に把握していくことを通じて利便性が高まるという道が開け

てくるのではないかというふうに思いました。

最後はコメントです。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、加藤理事長からお願いします。

【加藤理事長】 それでは、土居委員からの質問、1点目にお答えさせていただきます。

現在の個人住民税の金融所得課税は、地方税法上、利子割につきましては、金融機関の利子等の支払いを行う店舗所在の都道府県に納めることになっております。

配当割、それから株式等譲渡所得割については、その配当なりを受けた者の居住する都道府県に納めることになっております。したがって、金融機関、あるいは証券会社、あるいは配当支払い会社が、少なくとも配当割、株式等譲渡所得割については、まず、集計する前に、個人がどこに住んでいるかというところまでは把握をします。ただ、実際に申告をして納入をするまでには、そこで個人情報等は全て捨象し、合計額で処理をしているというふうに理解をしております。

したがって、我々も総合課税へ向けた情報の管理ということには大変興味を持っておりますが、現行制度のもとでは、一切そういう個人を識別するような情報は途中で消えてしまっているというふうにご理解いただければと思います。以上です。

【諸富小委員長】 では、事務局にも質問がありましたので。

【土居委員】 コメントですので、特にお答えいただかなくても大丈夫です。

【諸富小委員長】 分かりました。

【土居委員】 加藤理事長、どうもありがとうございました。

【諸富小委員長】 よろしいですね。ありがとうございました。

では、阿部委員どうぞ。

【阿部委員】 御説明ありがとうございました。

私からは、資料13ページの論点1と論点2のバックオフィス連携と個人事業税の課税方式の見直しという点について意見を述べたいと思います。

まず、第1点目としてバックオフィス連携によって、各種手続のワンストップ化が図られることが期待されていると思います。ふるさと納税では既にワンストップ化という仕組みが使われていると思うのですが、税務行政のDX推進の観点からは、このふるさと納税の仕組みが参考になるのではないかと思いますので、実際、こういった仕組みを利用するかどうかなどについてお伺いしたいと思います。

第2点目としましては、個人事業税の課税方式の見直しというところで、31ページに、個人事業税の課税実務を進める上で苦労している点を書いてあるのですが、この例として、個人事業税については、現在、法定70業種という業種に区分し、32ページで、この70業種を第1種、第2種、第3種に区分した上で税率を細分化するという、そういった手続がなされているということで、非常に手数というか、多大な時間を要するということが示されておりました。提案としましては、地方と国の連携という観点から、例えば事業を開始する時に、納税者が国に対して開業届というのを提出するのですが、その際に、個人事業税についてもそれが反映されるように、業種を細分化したものを書式にして、その中から納税者自らが選択できるような様式を策定したものを法定化すればいいのではないかなというふうに、思いました。

そして、地方税コストとの関係では、この70業種を第1から第3業種に区分した上で、税率を細分化するという、そういった非常に多大な時間を要しているということであれば、例えば、現在、70業種について税率を5%、4%、5%、3%に区分しておりますけれども、これを一律3%にすることによって、

むしろ税務行政のコストというのが削減されるのではないかなというふうに思いました。その点について、個人事業税の税収を例えば1件上げるために、どのぐらいの徴税コストがかかっているのかというところが気になりまして、そういった意味で、地方税コストが多大にかかるようであれば、むしろ税率を一律にするような仕組みにして、この税率区分なども簡素な形にしたほうが、むしろ全体の税収もコストとの関係で上がるということであれば、それがいいのではないかなというふうに思った次第でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

阿部委員の質問に対してはいかがでしょうか。

【小池企画調整担当課長】 まず、第1点目のふるさと納税のワンストップ特例との関係でございますけれども、ご意見いただきましてありがとうございます。

ふるさと納税におけるワンストップの仕組みにつきまして、私どもも不案内な部分がございます、それが我々の目指しているものと関わってくる部分があるのであれば、参考となるかなというふうに思っておりますので、貴重なご意見をいただいたというところで参考とさせていただきたいと思っております。

【阿部委員】 ありがとうございます。

あとは、先ほどの個人事業税の業種と税率の関係性についてはいかがでございましょうか。恐れ入ります。

【諸富小委員長】 どなたかお願いします。

【井上課税指導課長】 課税指導課長の井上と申します。ご質問ありがとうございます。

まず、個人事業税の基になっている所得税の、国税の申告をする際に業種を細分化して提出するというお話ございましたが、現在も所得税の申告書自体には業種を書き込む欄はもちろんございまして、申告する納税者にとっては、私はこういう業種ですというのは書き込むことができる制度にはなっておりますが、空欄のままでも申告書としては受け付けられる状態になっております。

ここに仮に個人事業税の業種を、現在だったら70ありますので、現在の制度を横引きするのであれば、70シートみたいなものをつくって、納税者が該当する業種をチェックするというのも一つの方策ではあるかと思いますが、所得税の申告に当たっての業種と、個人事業税のこの70業種というのが、必ず一致するかどうかというのが、もともとの所得税法と地方税法で必ずきれいに一致しているかどうかは分からないということ、所得税は事業所得、もしくは不動産所得を納税者のほうが申告する形になっておりますが、個人事業税は賦課税目ということで、我々のほうでそれが正しいかどうかを判断した上で課税するというものですので、申告がそうなっているから、その内容を調査せずに課税できるという形に、現在の制度ではちょっとなっていないということがございます。ですので、やはり、もしそこを簡素化するのであれば、現在のこの仕組み自体を、制度自体をいかような形で簡素化すると。そこが、まず、スタートになるのかなというふうに感じております。

また、第1種、第2種、第3種で、それぞれ税率の幅というところは、いま御説明した内容のほうで、まず、業種自体をどうするかということと連動した形で決まっていくのかなというふうにも考えております。以上でございます。

【阿部委員】 ありがとうございます。

一つ補足でございますが、先ほどの届出書のことなのですが私としては開業届を対象に考えておまして、確定申告書ではなくて所得税の開業届けの際に、地方においても国と連携させるような形で、その業種区分についても納税者が記載、選択できるような様式をつくって、それを法定化することで、事務負担が軽減されるのではないかなというふうに考えた次第でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、石井委員のご質問でもって、時間の関係で最後とさせていただきます。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】 ありがとうございます。バックオフィス連携のところ、情報の守秘義務の解除のところ、法解釈をどうされるのかをお聞きしたいと思います。

地方税法の守秘規定の解釈、同意があった場合の解釈、個人情報保護法の解釈との関係をどうするのか。マイナンバー法の規定も、本人同意で一般的に特定個人情報を提供することを認めるような立てつけにはなっていないと思います。その場合は、法令上の法規があるので、違法性が阻却されるという解釈になるのか、あるいは、一般法に対する特別法みたいな整理をするのかとか、その辺がよく分からないなというふうに思いました。

個人情報保護法に基づきますと、目的の範囲内であれば利用提供をできると。目的外であっても、法令の規定がある場合や、本人同意がある場合は提供できることになっています。税情報の提供を行う場合には基本的には個人情報保護法の規制がかかるわけではないのですが、同意の解釈をとした場合には個人情報保護法の解釈がどうなるかを見といたほうがいいのかと思います。文言上、個人データの提供は許容されるという、排除するものではないという規定になっていまして、地方税法の守秘義務の解除にも同様の解釈が及ぶのか、あるいは、罰則つきですので、刑事罰の違法性阻却との関係で同意を解釈するのか、その辺りの解釈の整理というのが必要ではないかなと思いました。その点について整理されていることがあれば教えていただければと思います。

【小池企画調整担当課長】 企画調整担当課長の小池でございます。ご指摘ありがとうございます。

先ほどのバックオフィス連携の関係で、守秘義務との関係は地方税法上の守秘義務もございますし、それから、個人情報保護法との関係もございましたけれども、その辺りにつきましての個人情報保護法で想定されるものを超えるようなバックオフィス連携も主税局ビジョンの中では想定している部分もございますので、先ほどちょっと申し上げましたように、今後、国等も含めまして、当然都の内部でも、解釈の在り方も含めまして、今後調整していく課題の一つかなというふうに考えているところでございます。ご指摘ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、税務行政のDX推進については、ここでひと段落させていただきたいと思います。

では、あまり時間がなくなってきましたのですが、せっかくご来室いただいておりますので、次のテーマに移りまして、昨年度行った委託調査、個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況に関する各国調査について報告がございます。委託調査報告の具体的な内容につきまして、説明をお願いいたします。

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング】 三菱UFJリサーチ&コンサルティングの大野と馬場でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、皆様、資料7をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、1ページ目をご覧くださいませでしょうか。この調査は、昨年度、東京都さんの委託を受けまして、個人所得税を課す上での個人所得の把握方法について、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、韓国、この6か国を調査したものでございます。いずれの国におきましても、いわゆる納税者番号として使われている番号をキーといたしまして、給与や報酬の支払い者等から提供される情報申告書と、それから、納税者から提出される納税申告書等を突合することによって、所得の正確さを確認しております。

私、今ここで情報申告書という言葉を使いましたが、これは、資料によりましては法定調書と呼

ばれたり、あるいは資料情報と呼ばれたりするものでございまして、いずれも意味するところは同じでございまして、雇用主や金融機関が、従業員ですとか、あるいは口座開設者との取引情報を税務当局に提出する資料ということでございます。

では、資料に戻りまして、1ページの表で特徴的な点といたしまして、地方で所得税を課している国というのは幾つかあるのですけれども、日本を除きまして、いずれの国でも現年課税が採用されているところには留意したいと思います。

では、2ページ目に参りまして、その現年課税を可能にしている一因といたしましては、調査対象国、いずれの国においても、給与、報酬等の支払い者あるいは納税者双方に対して、いわゆる電子税務の手續サイトというのが用意されているということもあろうかと思えます。これは、字が小さくて恐縮なのですが、2ページ目の表のもっとも下の欄三つに、利便性向上の仕組みとして、雇用主向け、それから納税者個人向けとございますけれども、ここに記されているシステム、それがそれぞれの給与支払い者ですとか、あるいは納税者個人に対して提供されている電子税手續システムだということになります。

1ページおめぐりいただきまして、以降は、事例といたしまして、韓国とカナダを例に説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。韓国で電子税務手續サイトと呼ばれる、いわゆるホームタックス以外に、地方所得税の現年課税を可能たらしめている要因として、大きく二つ、あるいは三つぐらいあるかなというふうに考えております。一つは、国税庁へ提出された情報申告書のデータが地方税の当局へも回付されているということ。それから、不動産や自動車の保有状況の情報、これは地方自治体が所管しているのですけれども、これも国税庁へ集約しているということ。この集約の仕組みは、2000年の課税資料提出法によって可能になったものでございます。さらに言えば、地方所得税が国の所得税の付加税になっている点もあるかもしれません。

それから、4ページに参りまして、韓国は、先ほど申し上げましたように、地方所得税の現年課税を実施しているわけなのですけれども、企業による負担として、年末調整がまだ残っている、実施しているわけでございます。

ただし、2006年以降に、この年末調整を簡素化するための取組を推進しております。具体的に申し上げますと、まず、病院ですとか保険会社等の控除関係機関が控除対象となるデータを住民登録番号とともに、住民登録番号というのは韓国で利用されている納税者番号ですけれども、この住民登録番号とともに、ホームタックスという電子税務手續システムに登録いたします。そうしますと、従業員はこのホームタックス上で病院とか保険会社等の控除データを確認しまして、そして、ホームタックス上で控除申告書を作成して、さらに、このホームタックス上で雇用主に電子的に控除申告書を提出するという手順を取ります。

今度は、雇用主は、このホームタックスから控除申告書を入手しまして、支払い給与情報等を基に税額を調整するという、こういう手順を取ってまいります。これがなぜ年末調整の簡素化につながっているかといいますと、従来ですと、従業員の方は控除証明書を取るために病院へ行ったり、保険会社へ行ったり、各機関を回らなくてはいけなかったのですけれども、これがホームタックスというシステム上で一元的に入手できるようになったためです。

それから、一方の雇用主から見ますと、控除資料をこれまで自分たちで保管しなくてはいけなかったのですけれども、現在はこの電子システム上のホームタックス上で保管されているということになりますので、保管コストが削減されるようになった。いわゆるこれは雇用主にとっても、それから従業員にとっても、双方にとってもメリットのあるシステムだったというふうに評価されております。

今度、5 ページに参りまして、カナダの例を申し上げますと、カナダでも電子税手続サイト、マイアカウントというのがあるのですけれども、連邦と州との間での相互課税協定によって、連邦に提出された情報申告書も州政府も共有するという、そういうシステムを取っております。

一方、カナダは、韓国等と違いまして、年末調整は実施しておりません。ですので、納税者は年に1回、納税申告が必要になるわけですが、カナダ歳入庁では、この情報申告書を基にいたしまして、マイアカウントという手続サイトを通じて、あらかじめ税務当局が記入済みの納税申告書を作成し、納税者に提供しているというサービスを実施しております。もちろん、これは全ての税目をカバーしているわけではございませんので、抜けているものについては納税者自身が記入しなくてはならないのですけれども、源泉徴収等、それから各種の資料で把握できるものについては、あらかじめ税務当局のほうで記入済み納税申告書を提供しております。

以上が報告となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

どうでしょうか、現年課税の話ももう一挙にいつてしまいますか。それとも、時間の範囲で質疑応答としますか。

【内田税制調査担当課長】 では、御説明させていただきたいと思います。

それでは、資料1の主な論点をご覧いただけたらと思います。2の個人住民税の現年課税化についての説明でございます。

昨年度ですけれども、課税徴収についてデジタル化を図り、現年課税化の早期実現に向けた検討を進めていくべきとご提言をいただいたところでございます。

また、今年度は、事前説明でも御説明させていただきましたとおり、分科会を立ち上げるという予定でございます。今後どのような課題について、この分科会で検討していくべきかについて、方向性などについてご示唆いただけるとありがたいなと思っておりますので、後ほどでも結構ですので、また何かお伝えいただけると大変ありがたく存じます。念のため、議論のための資料につきましては、資料2の37ページの表紙のところから、45ページの第8期分科会（案）というところまでとなっております。

なお、これらの資料につきましては、事前説明から変更した部分はございません。

事務局からは以上となっております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、時間は残り少なくなってきたのですけれども、先ほど大野さんから報告いただいた韓国調査について、それから、内田さんから報告いただいた現年課税の点について、ご意見、ご質問ある方は挙手いただければ指名させていただきます。よろしくお願ひします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 すみません、時間が限られているので簡潔に。現年課税化、我々いろいろ議論しているが、現場からは何か事務負担が増えるという、そういう指摘、特に年末調整のところはややこしいのかなという気がしていたのですけれども、今日御説明いただいた、地方税共同機構さんの説明でいくと、例えば11ページのeL TAXであるとか、あるいは共通納税システムであるとか、こういうところの業務フローはどう変わるのかなというところ、そこは確認してもいいのかなという気がします。

ただ、韓国の場合、一応、医療費控除はありまして、しかし、かなり簡素の簡素な形でやられているので、できない、かなり大きな障害、オンライン化というか、システム化が恐らく前提なのだと思うのですけれども、それがあればかなり前に進めやすいのかと思いますけれども、業務フローはどうなるのかということ。申告、納税のところの、そこは確認されたいのかと思いました。以上です。

【諸富小委員長】 今の佐藤委員のご指摘の点、何かございますか。

【加藤理事長】 正直なところとして、地方税共同機構、あるいは機構の理事長として、この現年課税化について発言する立場にないということをご理解いただいた上で、私も主税局におりました際には、課長時代から現年課税化の話はしておりましたので、そういう前提でちょっとお聞きいただければと思います。

今、佐藤委員ご指摘のように、電子化が相当進んでくれば現年課税化はできると思いますが、現在の課税の仕組み、賦課期日基準で賦課課税するという仕組みでは無理です。

それから、本当にやろうとする際には、いわゆる年末調整を企業の経理、給与担当者にやらせるという仕組みも全て廃止をするというぐらいの仕組みを作り上げれば可能だと思っております。実はe L T A Xの中には税額を計算する仕組みが通常ありますので、これから個人住民税の電子申告を開始いたしますけれども、そのような仕組みの中で、いろいろな申告に必要な情報が全て集まってきて、かつ、それが韓国のように自動的にもう申告書に反映されるような仕組みがあり、かつ、現在国税でやっているような予納としての源泉徴収、これを特別徴収制度として仕組み、さらに言うと、還付の仕組みまできちんと整えれば、現年課税は可能だと考えます。ただ、その還付の仕組みというのは地方自治法の世界でございまして、これまた極めて厳格な制度ができていの中で、どうやって業務を簡素化するかといったようなことが、いろいろ検討しなければいけないわけです。

それから、さらに言うと、この翌年課税になっている関係で、いわゆる社会保険料関係など住民税から影響するものが多々ございます。そういったことから住民税だけのことを考えていても、現年課税の検討はできない。実務がまず回るか、それから、現実にそういった年末調整に相当する部分も含めて、税額計算から税額を確定して納付してもらうことができるか、さらに言うと、個人住民税等を使ってやっているいろいろな仕組みもどうやって整理をするか、といったところまで考えないと、実際の検討は難しいというふうに考えます。

もっと申し上げたいことはあるのですが、時間の関係もございまして、立場上もございまして、このぐらいでご勘弁を願います。

【諸富小委員長】 非常に勉強になりました。ありがとうございます。

佐藤委員、いいですか。

【佐藤委員】 はい。

【諸富小委員長】 松原委員、どうぞ。

【松原委員】 すみません、手短に、感想という形でよろしいでしょうか。

個人的に海外研究をして、しばらくこの委員会には出ておりませんでしたので、個人的な体験ですけれども、私も住民税が1年遅れで課税されていたので、非居住者になってから一旦国税を払わなかった時期と、それから、帰国してからどかんと来たというときと、いろいろありまして、納税者にとってはあまり優しくない制度であることは事実だと個人的には思っております。

また、本日は学識関係者しか来ていらっしゃらないので、あれなのですけれども、都税調の委員には、政治家の先生方も議員さんたちもいらっしゃるので、議員の先生方は恐らく落選された際の分の住民税負担とか、やはりばかにならないと思うのですね。そういうところも、納税者というか、の側に立っていただけるとありがたいかなという気が。事実上、難しいということは今日分かったのですけれども、しかし、何とか解決策はないかなという感じで探っていければいいかなと思っております。以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。まさにその点を含めて、議論をしていきたいと思っております。

その点では、内田さんから議論がありました、この資料2の最後の45ページですか、その案で分科会をやりますというのをここで一応決めるのですか、どうですか、紹介だけでいいのですか。

【内田税制調査担当課長】 では、資料2の45ページ、第8期の分科会の案について、簡単に御説明させていただきたいと思います。

事務局の案でございますけれども、検討事項としまして、税務行政のDX推進による個人所得課税の影響について、この現年課税化についての解決策を見いだしていければと考えております。

検討イメージとしましては、先ほど委託調査の結果等を基に、また、今回も、加藤理事長からもお話しいただきましたけれども、そういったご意見なども参考に、課題を、この12月から開始する分科会の中で検討していきまして、その検討課題を、いろいろな現場などにもヒアリングをする中で、解決の方向性とはどういうものか見いだしていければと思っております。

具体的には、今年度に2回、例えば今年度から来年度にかけて4回ほど検討しまして、この第8期の最終年度にご報告させていただくことを考えております。報告の際には、この小委員会の場でぜひまた活発にご議論をいただきたいと思っております。

メンバーとしましては、左下でございますとおり、諸富副会長、石井委員、鴨田委員にご参加いただけたらと思っております。そのメンバー以外にも、また分科会の場合でも委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えてございます。

簡単でございますけれども、私のほうからの説明とさせていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ということで、今後この点については、DX、個人所得課税等への影響、現年課税等については分科会を設けて、議論をしていくということでございます。

では、最後に、会長、まとめのご発言をお願いいたします。

【池上会長】 本日は長時間にわたって、大事な問題ですけれども、様々なご意見をいただきました。

ここで何かを付け加える必要はないと思うのですが、今後の議論の進め方として、1期3年ということなのですが、今年は1年目ですので、10月に向けてどういう方向ができるかということを考えながら聞いていたというところはあります。恐らくこのDXにおける地方税と他の行政分野との関係、あるいはそれと民間部門との関係、それから個人情報保護制度の問題なども語られていたかと思えます。これを現行制度の解釈で考える問題と、それから、そうではなくて、これは制度改正そのものが必要なのだという議論をしていくのかという、そういう2段階に恐らく分かれるのだと思えます。その点を、つまりどういう解決方法、あるいは推進していく方向があり得るかということ、まず、今年度の段階でどこまで語られるかということ、これはなかなか難しいのですけれども、そういうことを含めて、次回提起できればいいのではないかと考えております。

ということですので、一度で答えが出るとはなかなか思い難いのですが、先ほどの個人住民税の現年課税化の問題も含めて、まず、今年度言えることを今年度の報告にどう書くということ、ずっと考えておりました。その点でまた皆様にご協力いただければと考えております。簡単ですが。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、最後に、事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

【小林税制調査担当部長】 今後の点についてお知らせいたします。

次回の第4回小委員会は9月27日火曜日、午前10時から開催させていただきます。また、第5回小委員会は10月6日木曜日、午後4時半から開催させていただきます。第4回小委員会では報告の素案について、第5回小委員会では報告案についてご検討いただきますので、いずれも非公開とさせていただきます。

ます。

なお、本日配付いたしました資料につきましては、本日中に主税局ホームページに掲載いたします。また、議事録につきましては、後日ホームページに掲載いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日3時間にわたりまして、集中して議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日はお忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして第3回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —